

高齢者福祉の制度とサービス



令和8（2026）年

栃木県 保健福祉部 高齢対策課

目 次

1 日本の高齢者福祉の背景	
(1) 高齢化の進展	1
(2) 高齢化率の上昇要因	3
(3) 高齢者世帯の状況	4
(4) 認知症高齢者の増加	5
2 高齢者福祉施策の基本的方向	
国における総合的な高齢対策の推進	6
3 介護保険制度	
(1) 介護保険制度の理念	1 2
(2) 介護保険制度の仕組み	1 2
(3) 介護サービス・介護予防サービス等の種類	1 3
(4) 介護保険（介護給付・予防給付）の支給限度額	1 3
(5) 介護サービス情報の公表	1 3
(6) 在宅サービス	1 4
(7) 施設サービス	1 5
(8) 地域密着型サービス	1 5
(9) 地域支援事業	1 6
(10) 地域包括支援センター	1 7
4 介護保険制度以外の保健医療福祉サービス	
(1) 相談窓口	2 4
(2) 施設サービス	2 5
5 認知症対策の推進	
(1) 認知症に関する理解の促進と家族等への支援	2 7
(2) 医療との連携による適切な対応	2 7
(3) 認知症ケアの質の確保・向上	2 8
(4) 若年性認知症への対応	2 8
6 高齢者の権利擁護	
(1) とちぎ権利擁護センター（あすてらす）	2 9
(2) 成年後見制度	3 1
7 生きがいづくり	3 2
8 介護保険制度の実施状況	3 3

1 日本の高齢者福祉の背景

(1) 高齢化の進展

ア 高齢者人口と高齢化率

■高齢者人口の推移

(各年10月1日現在)

年次		国					栃木県						
		総人口		65歳以上		75歳以上(再掲)		総人口		65歳以上		75歳以上(再掲)	
		西暦	千人	千人	%	千人	%	千人	千人	%	千人	%	
昭和		千人	千人	%	千人	%	千人	千人	%	千人	%		
35年	1960	94,302	5,398	5.7	1,642	1.7	1,514	94	6.2	28	1.8		
40年	1965	99,209	6,236	6.3	1,894	1.9	1522	105	6.9	32	2.1		
50年	1975	111,940	8,865	7.9	2,841	2.5	1698	141	8.3	45	2.7		
60年	1985	121,049	12,468	10.3	4,712	3.9	1866	197	10.5	71	3.8		
平成													
2年	1990	123,611	14,895	12.0	5,973	4.8	1,935	239	12.3	91	4.7		
7年	1995	125,570	18,261	14.5	7,170	5.7	1,984	293	14.8	112	5.6		
12年	2000	126,926	22,005	17.3	8,999	7.1	2,005	345	17.2	143	7.1		
17年	2005	127,768	25,761	20.2	11,639	9.1	2,017	392	19.4	184	9.1		
22年	2010	128,057	29,484	23.0	14,194	11.1	2,008	438	21.8	216	10.7		
27年	2015	127,095	33,868	26.6	16,322	12.8	1,974	511	25.9	240	12.2		
令和													
2年	2020	126,146	36,027	28.6	18,602	14.7	1,933	562	29.1	271	14.0		
7年	2025	123,262	36,529	29.6	21,547	17.5	1,867	582	31.2	325	17.4		
12年	2030	120,116	36,962	30.8	22,613	18.8	1,802	587	32.6	357	19.8		
17年	2035	116,639	37,732	32.3	22,384	19.2	1,732	593	34.2	362	20.9		
22年	2040	112,837	39,285	34.8	22,275	19.7	1,658	612	36.9	355	21.4		
27年	2045	108,801	39,451	36.3	22,772	20.9	1,581	610	38.6	354	22.4		
32年	2050	104,686	38,878	37.1	24,332	23.2	1,502	595	39.6	372	24.8		
42年	2060	96,148	36,437	37.9	24,368	25.3	—	—	—	—	—		
47年	2065	91,587	35,134	38.4	23,163	25.3	—	—	—	—	—		
52年	2070	86,996	33,671	38.7	21,802	25.1	—	—	—	—	—		

(注) 令和2年までの数値は総務省統計局「国勢調査」、令和7年以降の数値は厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5(2023)年推計)の出生中位(死亡中位)推計値による。

イ 高齢化社会と高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■ 主要国の65歳以上人口割合

国名	65歳以上人口の総人口に対する比率				
	2000年	2020年	2030年 (推計)	2040年 (推計)	2050年 (推計)
日本	17.36	28.56	30.77	34.82	37.14
アメリカ	12.19	16.07	20.37	22.04	23.11
イギリス	15.89	18.61	21.01	23.43	24.68
ドイツ	16.46	21.84	26.47	29.64	30.28
フランス	16.01	20.75	24.42	27.02	27.56
イタリア	18.22	23.38	28.03	34.23	36.83
スウェーデン	17.26	20.06	22.13	24.41	25.69

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2025年版)

■ 主要国の65歳以上人口割合の到達年次とその倍加年数

国名	65歳以上人口割合の到達年次(※)			倍加年数(年間)	
	7%	14%	21%	7%→14%	14%→21%
日本	1970	1994	2007	24	13
アメリカ	1942	2014	2033	72	19
イギリス	1929	1975	2030	46	55
ドイツ	1932	1972	2015	40	43
フランス	1864	1991	2021	127	30
イタリア	1927	1988	2013	61	25
スウェーデン	1887	1972	2026	85	54

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」(2025年版)

※未来の年次になっているものは推計到達年次

(注) 国連によれば、65歳以上人口が7%以上に達した場合に、高齢化した社会と分類されている。

(2) 高齢化率の上昇要因

ア 平均寿命の伸長

■ 平均余命の推移（全国）

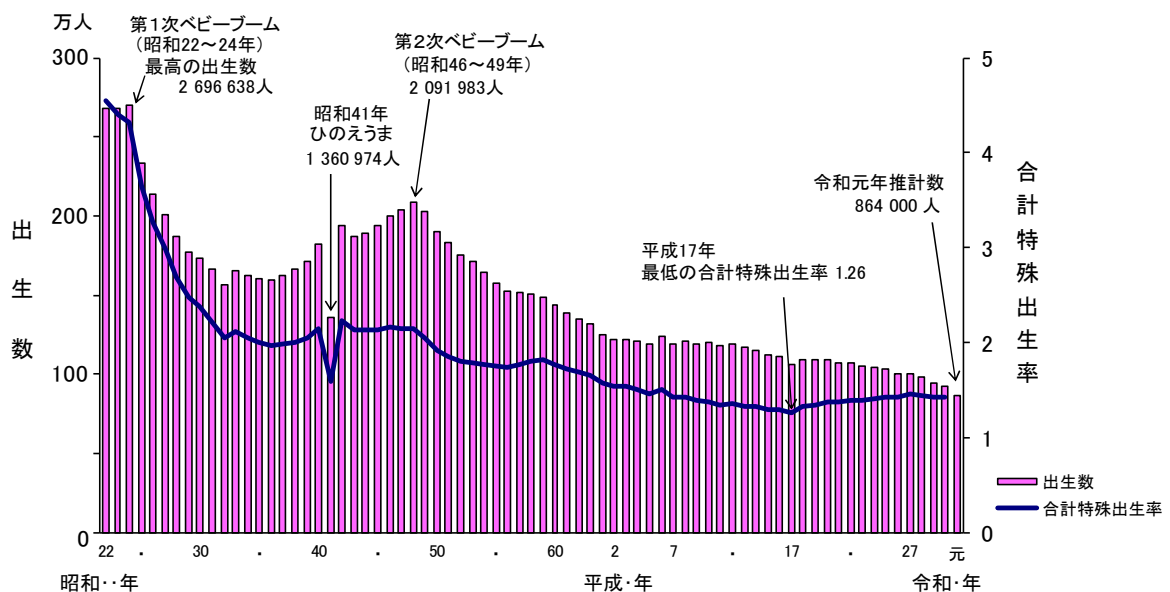
年次	平均寿命 (0歳平均余命)		65歳平均余命	
	男	女	男	女
明治24～31年	42.80	44.30	10.20	11.40
大正10～14年	42.06	43.20	9.31	11.10
昭和10～11年	46.92	49.63	9.89	11.88
22年	50.06	53.96	10.16	12.22
25～27年	59.57	62.97	11.35	13.36
30年	63.60	67.75	11.82	14.13
40年	67.74	72.92	11.88	14.56
50年	71.73	76.89	13.72	16.56
60年	74.78	80.48	15.52	18.94
平成 2年	75.92	81.90	16.22	20.03
12年	77.92	84.60	17.54	22.42
17年	78.56	85.52	18.13	23.19
22年	79.55	86.30	18.74	23.80
27年	80.75	86.99	19.41	24.24
28年	80.98	87.14	19.55	24.38
29年	81.09	87.26	19.57	24.43
30年	81.25	87.32	19.70	24.50
令和 元年	81.41	87.45	19.83	24.63
2年	81.56	87.71	19.97	24.88
3年	81.47	87.57	19.85	24.73
4年	81.05	87.09	19.44	24.30
5年	81.09	87.14	19.52	24.38
6年	81.09	87.13	19.47	24.38

(資料) 厚生労働省「令和6年簡易生命表」

イ 出生率の低下

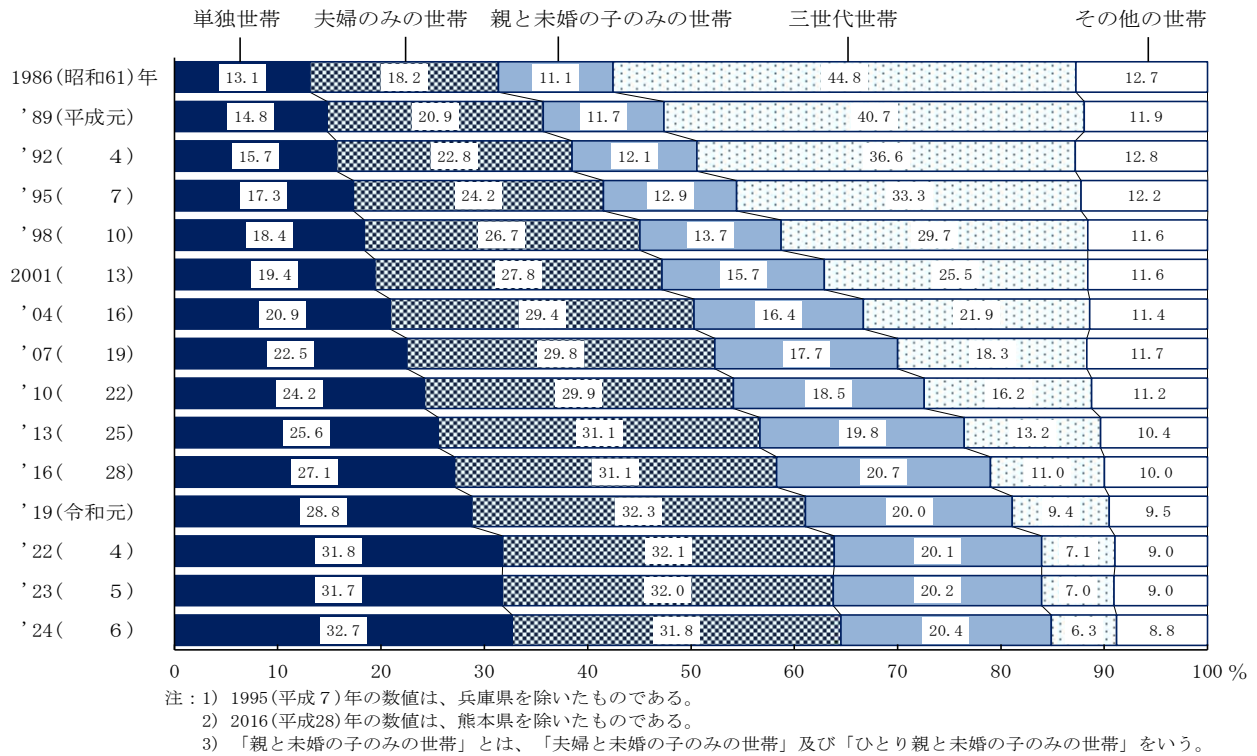
■ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移（全国）

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



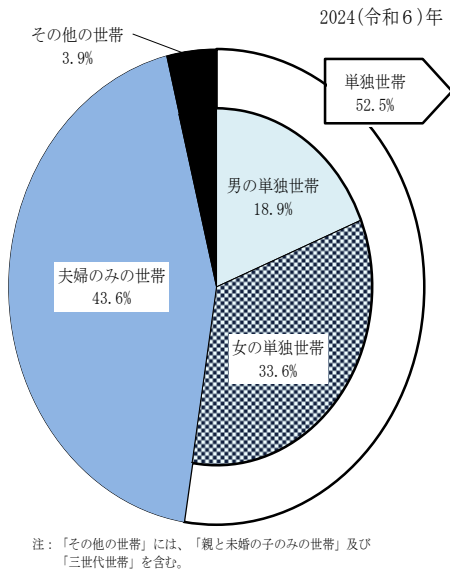
(3) 高齢者世帯の状況

■65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移（全国）



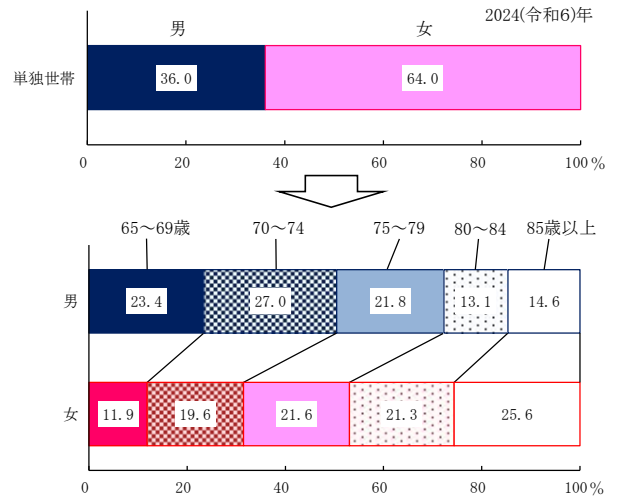
(資料) 厚生労働省統計情報部「2024年国民生活基礎調査」

■高齢者世帯の世帯構造（全国）



(資料) 厚生労働省統計情報部「2024年国民生活基礎調査」

■65歳以上の単独世帯の性・年齢構成（全国）



(資料) 厚生労働省統計情報部「2024年国民生活基礎調査」

(4) 認知症高齢者の増加

認知症高齢者数は、高齢化の進展に伴って増加し、全国で、令和7（2025）年時点は571.6万人と推計されており、令和22（2040）年には584.2万人になると予測されています。この推計を本県に当てはめると、令和7（2025）年には7.5万人に、令和22（2040）年には8.9万人になると推計されます。

また、軽度認知障害（MCI）高齢者数は、全国で、令和7（2025）年時点は558.5万人と推計されており、令和22（2040）年には612.8万人になると予測されています。この推計を本県に当てはめると、令和7（2025）年には8.9万人に、令和22（2040）年には9.4万人になると推計されます。

認知症高齢者数及び高齢者人口に対する認知症高齢者の有病率

	平成24年 (2012)	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
認知症高齢者数 (全国) (※1)	462.0万人	443.2万人	471.6万人	523.1万人	584.2万人
認知症高齢者数 (栃木県) (※2)	6.9万人	7.0万人	7.5万人	8.3万人	8.9万人
高齢者における 認知症有病率(※1)	15.0%	12.3%	12.9%	14.2%	14.9%

(※1) 平成24(2012)年数値は国実施の「2012年有病率調査」結果、令和4(2022)年以降の数値は「2022年有病率調査」結果による推計

(※2) 国調査による認知症有病率を基に、本県の高齢者数推計から算出

全国の高齢者人口に対する軽度認知障害（MCI）高齢者数の将来推計

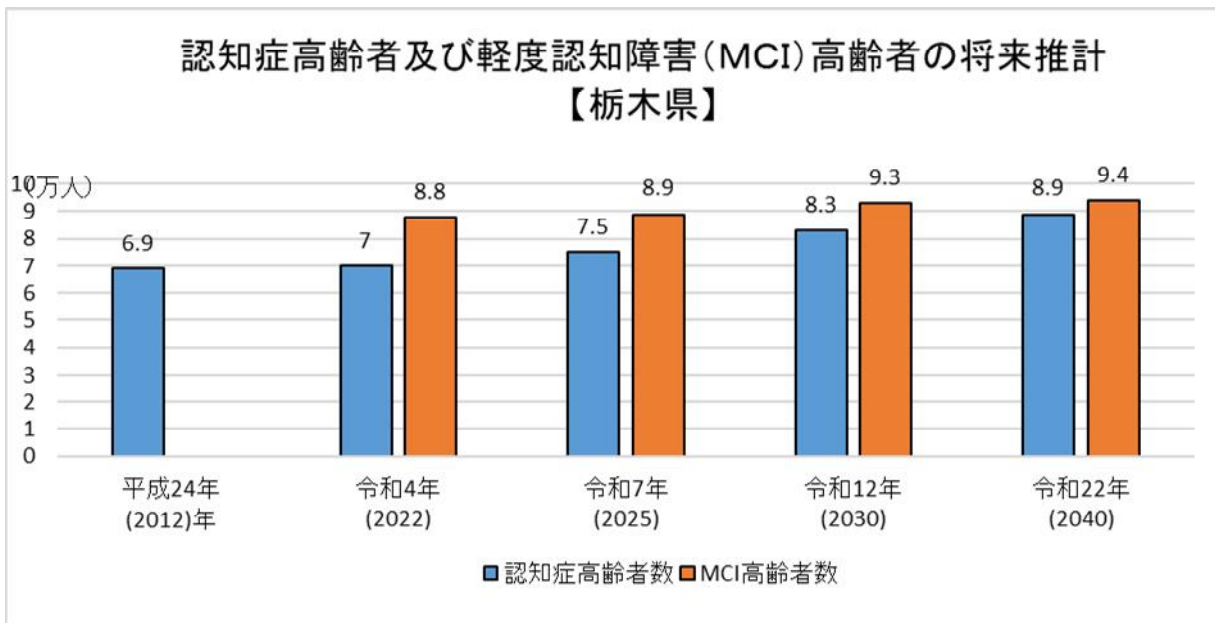
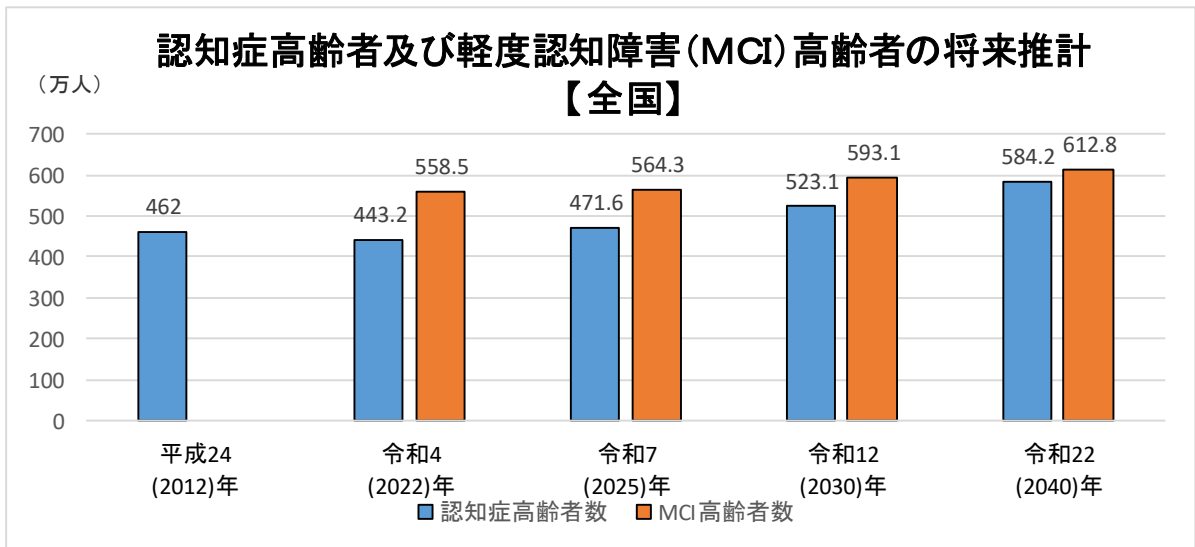
	令和4年 (2022)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和22年 (2040)
MCI 高齢者数 (全国) (※1)	558.5万人	564.3万人	593.1万人	612.8万人
MCI 高齢者数 (栃木県) (※2)	8.8万人	8.9万人	9.3万人	9.4万人
高齢者における MCI 有病率(※1)	15.5%	15.4%	16.0%	15.6%

(※1) 国実施の「2022年有病率調査」結果による推計

(※2) 国調査によるMCI 有病率を基に、本県の高齢者数推計から算出

(※) MCI 推計値は令和4（2022）年調査結果から公表のため、平成24（2012）年のデータはない。

(注) 軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）とは、もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは判断されない状態



2 高齢者福祉政策の基本的方向

◆ 国における総合的な高齢対策の推進

年 代	高齢化率	主 な 政 策
1960年代 高齢者福祉政策の始まり	5.7% (1960)	1963年 老人福祉法制定 ◇特別養護老人ホーム創設 ◇老人家庭奉仕員(ホームヘルパー)法制化
1970年代 老人医療費の増大	7.1% (1970)	1973年 老人医療費無料化
1980年代 社会的入院や寝たきり 老人の社会的問題化	9.1% (1980)	1982年 老人保健法の制定 ◇老人医療費の一定額負担の導入等 1989年 ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)の策定 ◇施設緊急整備と在宅福祉の推進
1990年代 ゴールドプランの推進	12.0% (1990)	1994年 新ゴールドプラン(新・高齢者保健福祉推進十か年戦略)策定 ◇在宅介護の充実
介護保険制度の導入準備	14.5% (1995)	1996年 連立与党3党政策合意 介護保険制度創設に関する「与党合意事項」 1997年 介護保険法成立
2000年代 介護保険制度の実施	17.3% (2000)	2000年 介護保険施行
	20.2% (2005)	2005年 介護保険法の一部改正
	23.3% (2011)	2011年 介護保険法の一部改正
	26.6% (2015)	2015年 介護保険法の一部改正
	27.7% (2017)	2017年 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正
	28.0% (2019)	2019年 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律
	28.3% (2020)	2020年 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
28.8% (2023)	2023年 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 共生社会の実現を推進するための認知症基本法	

- 『高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）』
1989年（平成元年）12月
- 『新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）』
1994年（平成6年）12月
- 『今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）』
1999年（平成11年）12月
- 『介護保険制度』の施行
2000年（平成12年）4月
- 『2015年の高齢者介護（高齢者介護研究会）』 2003年（平成15年）6月
・ ゴールドプラン21後の新たなプランの策定の方向性、中長期的な介護保険制度の課題・高齢者介護の在り方についての検討
- 年金制度改革
2004年度（平成16年度）
- 医療制度改革
2006年度（平成18年度～）

○『介護保険制度』の改正

平成 23 (2011) 年 6 月一部施行、平成 24 (2012) 年 4 月施行

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

- 1 医療と介護の連携の強化等
 - ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
 - ② 日常生活区域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
 - ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスを創設。
 - ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
 - ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)
- 2 介護人材の確保とサービスの質の向上
 - ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
 - ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
 - ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
 - ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。
- 3 高齢者の住まいの整備等
 - 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。
 - ※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)
- 4 認知症対策の推進
 - ① 市民後見人の育成及び活用など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
 - ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。
- 5 保険者による主体的な取組の推進
 - ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
 - ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。
- 6 保険料の上昇の緩和
 - 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

【施行日】

1⑤、2②については公布日施行。その他は平成24年4月1日施行。

28

○『介護保険制度』の改正

平成 27 (2015) 年 4 月一部施行、平成 27 (2015) 年 8 月施行

介護保険制度の改正案の主な内容について

①地域包括ケアシステムの構築

高齢者が**住み慣れた地域で生活を継続**できるようにするため、**介護、医療、生活支援、介護予防を充実**。

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化

- * 介護サービスの充実、前回改正による24時間対応の定期巡回サービスを含めた介護サービスの普及を推進
- * 介護職員の処遇改善は、27年度介護報酬改定で検討

重点化・効率化

①**全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化**

- * 段階的に移行(～29年度)
- * 介護保険制度内でサービスの提供であり、財源構成も変わらない。
- * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。

②**特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)**

- * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

○ このほか、「2025年を見据えた介護保険事業計画の策定」、「サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用」、「居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行」等を実施

②費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、**保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す**。

低所得者の保険料軽減を拡充

○低所得者の保険料の軽減割合を拡大

- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- * 保険料見直し：現在5,000円程度→2025年度8,200円程度
- * 軽減例：年金収入80万円以下 5割軽減 → 7割軽減に拡大
- * 軽減対象：市町村民税非課税世帯(65歳以上の約3割)

重点化・効率化

①**一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ**

- ・ 2割負担とする所得水準を、65歳以上高齢者の所得上位20%とした場合、合計所得金額160万円(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- ・ 医療保険の現役並み所得相当の人は、月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

②**低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加**

- ・ 預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合は対象外
- ・ 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外
- ・ 給付額の決定に当たり、非課税年金(遺族年金、障害年金)を収入として勘案 *不動産を勘案することは、引き続きの検討課題

- 『地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律』
平成30(2018)年施行(Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント
平成29年5月26日成立、6月2日公布

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)
全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
 (その他)
 ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
 ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
 ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)
 ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
 ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)
 ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
 (その他)
 ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
 ・ 障害者支援施設等を遠所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)
 ・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では「総報酬割」(報酬額に比例した負担)とする。

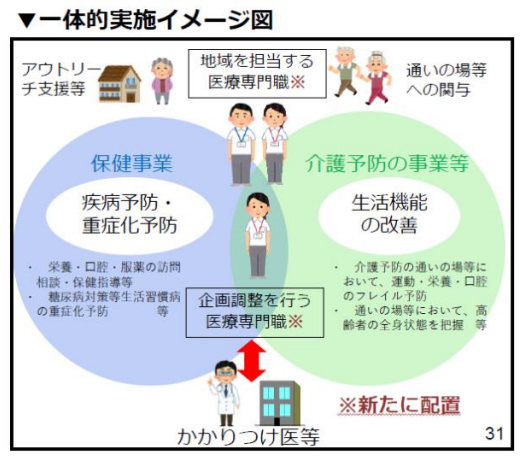
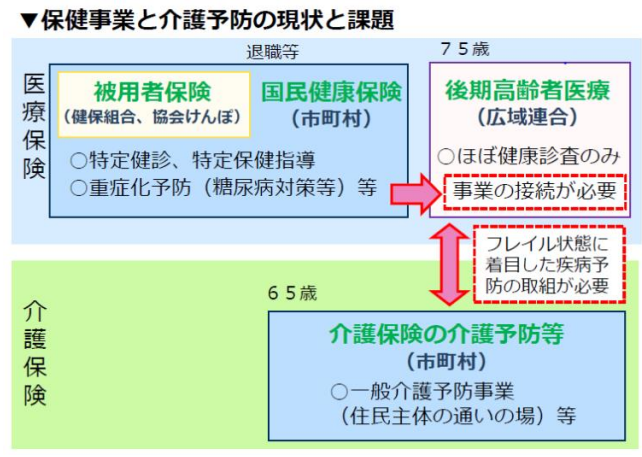
- 『医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律』
令和元(2020)年5月22日公布、令和2(2020)年10月施行

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 広域連合が**高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組**が令和2年4月から開始された。
- 広域連合は、その実施を**構成市町村に委託**することができる。

○令和4年度の実施済みの市町村は**1,072市町村、全体の約62%**
 ○令和6年度には**1,667市町村、全体の約96%**の市町村で実施の目的が立っている状況。
 ○令和6年度までに**全ての市町村において一体的な実施を展開**することを目指す。

一体的実施実施状況調査(令和4年11月時点)



- 『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律』
令和2（2020）年6月12公布、令和3（2021）年4月施行

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。 <small>※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））</small>
改正の概要	<p>1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。</p> <p>2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】 ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。 ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。 ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。</p> <p>3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。 ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。</p> <p>4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】 ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。 ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。 ③ 介護福祉士養成施設卒業業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。</p> <p>5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。</p>
施行期日	令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日） 1

- 『全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』
令和5（2023）年5月19日公布、令和6（2024）年4月施行

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施**
 - 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- **介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備**
 - 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
 - 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- **介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進**
 - 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の実効性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- **看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める**
 - 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- **地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備**
 - 要支援者を行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

○『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』

令和5（2023）年6月16日公布、令和6（2024）年1月施行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画・市町村計画**を策定（**認知症の人及び家族等**の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

- ①【**認知症の人に関する国民の理解の増進等**】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【**認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進**】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【**認知症の人の社会参加の機会の確保等**】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【**認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護**】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【**保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等**】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【**相談体制の整備等**】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【**研究等の推進等**】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
 - ⑧【**認知症の予防等**】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

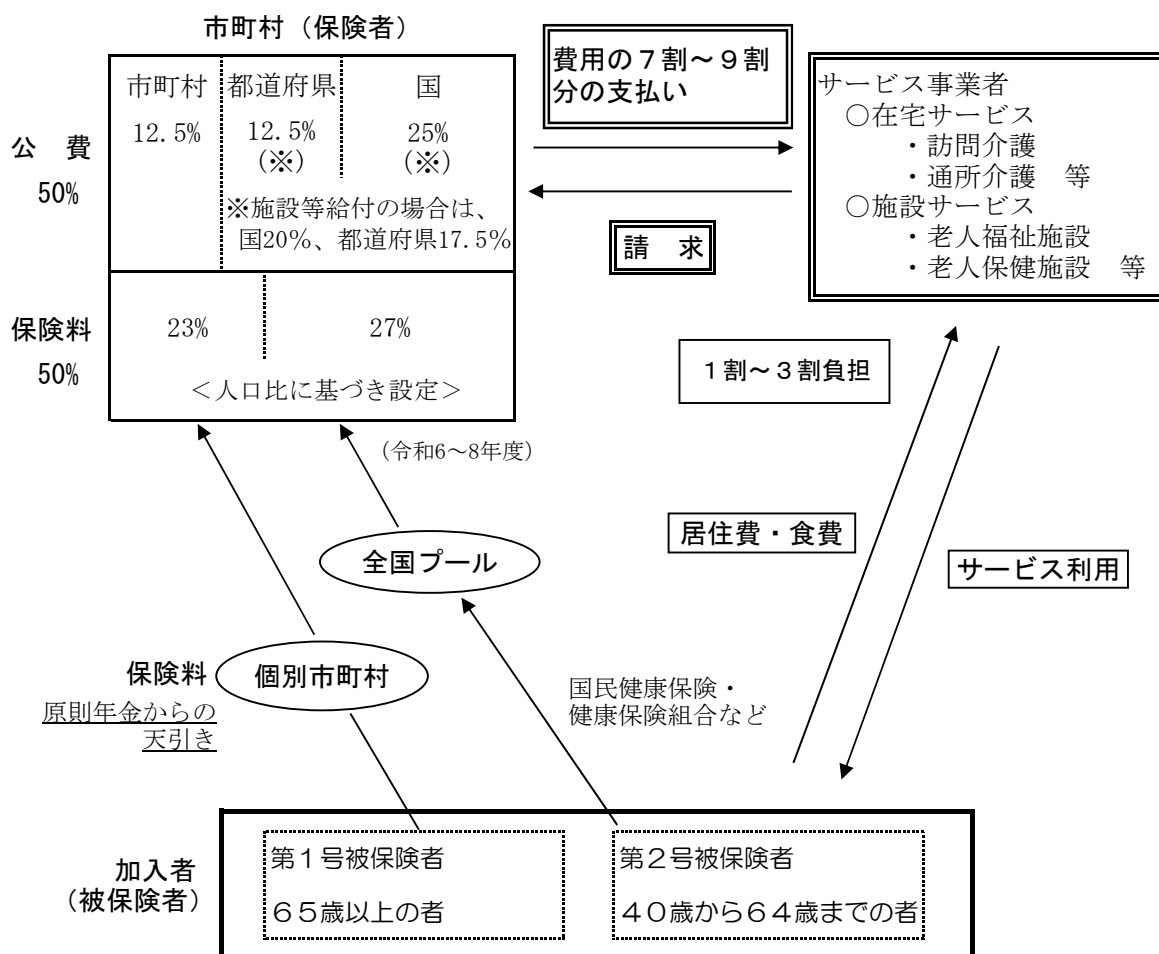
※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

3 介護保険制度

(1) 介護保険制度の理念

- ① 老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組み
- ② 社会保険方式による給付と負担の関係を明確化
- ③ 利用者本位による保健医療サービスと福祉サービスを総合的・一体的に受けられる仕組み

(2) 介護保険制度の仕組み



- ① 制度の運営主体 (=保険者) : 市町村
- ② 保険加入者 (=被保険者)
 - ・ 第1号被保険者: 65歳以上
 - ・ 第2号被保険者: 40歳以上64歳までの医療保険加入者

(3) 介護サービス・介護予防サービス等の種類

	市町村が指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特養) ○複合型サービス ○地域密着型通所介護 <p>◎居宅介護支援</p> <p>◎住宅改修費</p>	<p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 <p>○福祉用具貸与</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護(デイサービス) ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○短期入所療養介護 <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>◎特定福祉用具販売</p> <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム:特養) ○介護老人保健施設(老健)
予防給付を行うサービス	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) <p>◎介護予防支援</p> <p>◎介護予防住宅改修費</p>	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ○介護予防短期入所療養介護

(4) 介護保険(介護給付・予防給付)の支給限度額

■主な在宅サービスの支給限度額 ※地域区分「その他」(1単位=10円)の場合

要介護区分	1か月の支給限度額
要支援1	5万0,320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万0,480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

※2026年4月現在

(5) 介護サービス情報の公表

・利用者がより適切な介護サービスや事業所・施設を比較・検討して選ぶための情報を提供するしくみです。インターネットを通じて、いつでも誰でも、介護サービス事業所・施設が提供するサービスの内容や運営状況に関する情報が入手できます。

【閲覧先】 栃木県 介護サービス情報公表システム

<https://www.kaijokensaku.mhlw.go.jp/09/index.php>

(6) 在宅サービス

	介護サービス	介護予防サービス
家庭を訪問するサービス	【訪問介護(ホームヘルプ)】 居宅において、訪問介護員が、調理、洗濯等の代行を行う。【要介護1～5】	【介護予防訪問介護】※総合事業に移行 居宅において、訪問介護員が、利用者が主体的に行う調理、洗濯等に対する支援を行う。
	【訪問入浴介護】 利用者の居宅に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行う。【要介護1～5】	【介護予防訪問入浴介護】 利用者が感染症等の理由によりその他の方法で入浴できない場合であって、そのことが原因となって清潔を保持できず、心身機能が低下している場合に、利用者の居宅に浴槽を持ち込み、入浴させ、心身機能の維持・向上を図る。【要支援1・2】
	【訪問看護】 利用者の居宅において、利用者の抱える基礎疾患の管理を行う。【要介護1～5】	【介護予防訪問看護】 利用者の居宅において、基礎疾患を抱えつつ廃用症候群対策を行う利用者の当該基礎疾患の管理を行う。【要支援1・2】
	【訪問リハビリテーション】 利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行う。【要介護1～5】	【介護予防訪問リハビリテーション】 利用者の居宅において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行う。【要支援1・2】
	【居宅療養管理指導】 利用者の居宅において、医学管理的な療養指導、家族への介護技術の指導等を中心に行う。【要介護1～5】	【介護予防居宅療養管理指導】 利用者の居宅において、日常生活を想定しつつ、利用者の心身機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を中心に行う。【要支援1・2】
	通所のサービス	【通所介護(デイサービス)】 通所施設において、入浴の介助、食事の提供、レクリエーション等を中心に行う。【要介護1～5】
【通所リハビリテーション】 利用者が施設に通い、日常生活の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供する。【要介護1～5】		【介護予防通所リハビリテーション】 施設において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、運動療法、作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを行う。【要支援1・2】
短期入所サービス		【短期入所生活介護(ショートステイ)】 介護老人福祉施設等に短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護等を中心に行う。【要介護1～5】
	【短期入所療養介護】 介護老人保健施設等に短期入所させ、基礎疾患を抱える利用者の看護、医学的管理の下における介護、治療等を中心に行う。【要介護1～5】	【介護予防短期入所療養介護】 介護老人保健施設等に短期入所させ、基礎疾患を抱える利用者の当該基礎疾患を管理しつつ、日常生活を想定した廃用症候群対策としての機能訓練等を中心に行う。【要支援1・2】
その他	【特定施設入居者生活介護】 特定施設において、入浴、排泄、食事等の介護等を中心に行う。【要介護1～5】	【介護予防特定施設入居者生活介護】 特定施設において、期間を区切って集中的に、日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行う。【要支援1・2】
	【福祉用具貸与】 車いす、特殊寝台、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト等の貸与を行う。【要介護1～5】(度合により対象用具が異なる)	【介護予防福祉用具貸与】 利用者の心身機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち、当該生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行う。【要支援1・2】
	【特定福祉用具販売】 腰掛便座、特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフト等の販売を行う。【要介護1～5】	【特定介護予防福祉用具販売】 利用者の心身機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち、当該生活機能の向上に真に必要なものであって、入浴または排泄の用に供するものの販売を行う。【要支援1・2】
	【住宅改修】 要介護者が手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行った場合に、20万円を上限に費用を支給する(事前申請が必要)。【要介護1～5】	【介護予防住宅改修】 要支援者が手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行った場合に、20万円を上限に費用を支給する(事前申請が必要)。【要支援1・2】

(7) 施設サービス

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム:特養)】
常時介護が必要で居宅での生活が困難な者が入所し、日常生活上の支援や介護サービスを提供する。 【原則として要介護3～5（要介護1・2でも特例入所により利用できる場合あり）】
【介護老人保健施設(老人保健施設:老健)】
病状が安定期にあり入院治療の必要のない者が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや看護・介護サービスを提供する。【要介護1～5】
【介護医療院】
要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。【要介護1～5】

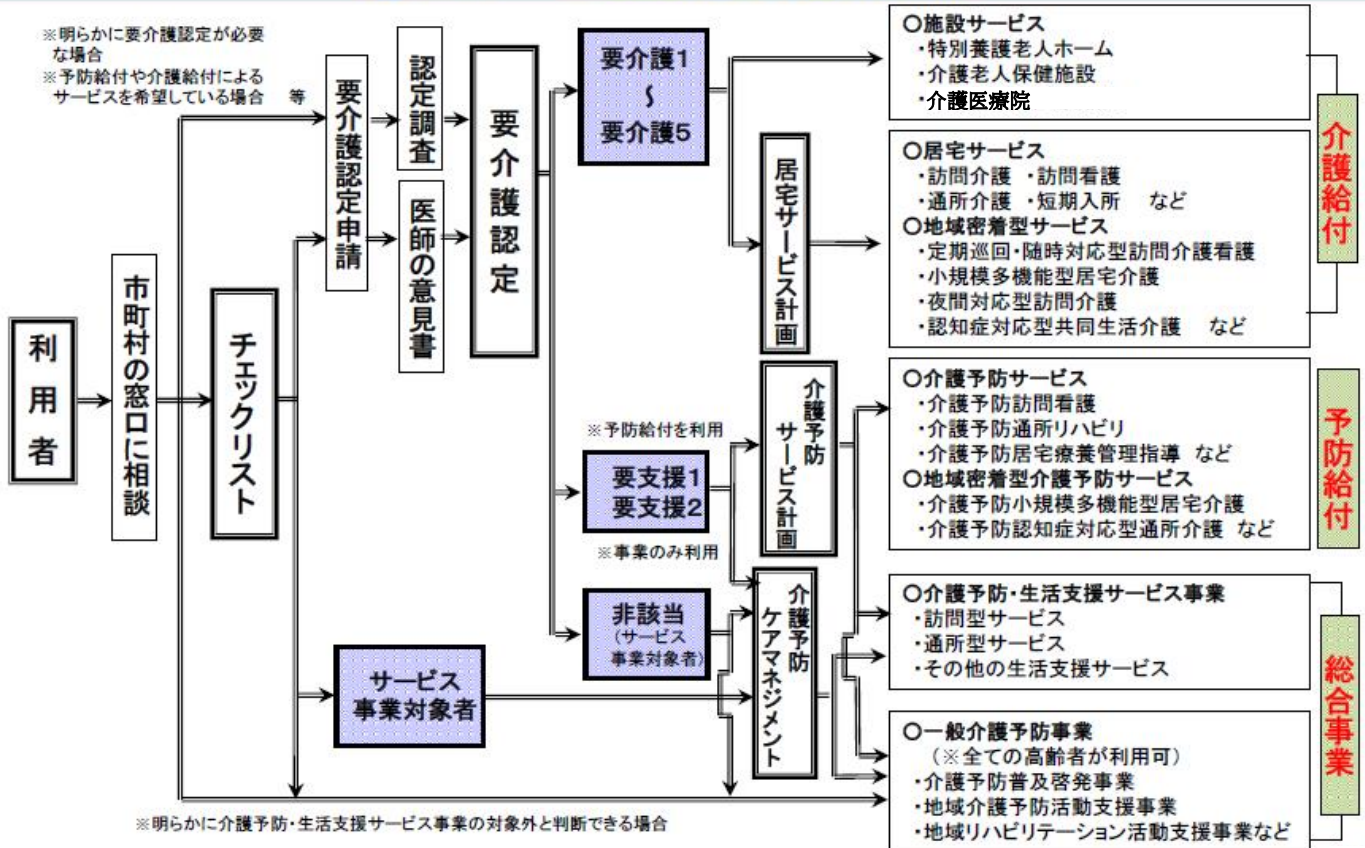
(8) 地域密着型サービス

地域密着型サービス	介護予防地域密着型サービス
【認知症対応型通所介護】	【介護予防認知症対応型通所介護】
通所施設において、認知症にある者を対象に、入浴の介助、食事の提供、レクリエーション等を中心に行う。 【要介護1～5】	通所施設において、軽度の認知症にある者であって、廃用症候群の状態にもある者について、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行う。【要支援1・2】
【小規模多機能型居宅介護】	【介護予防小規模多機能型居宅介護】
「通い」を中心として、その者の様態や希望に応じて、随時、「訪問」や「泊まり」を提供する。 【要介護1～5】	利用者の居宅またはサービス拠点において、日常生活を想定しつつ、短期集中的に、筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行う。（軽度の認知症にある者を主たる対象者として想定）【要支援1・2】
【認知症対応型共同生活介護(グループホーム)】	【介護予防認知症対応型共同生活介護】
認知症にある者について、グループホームにおいて共同生活を行いながら、入浴の介助、食事の提供、レクリエーション等を中心に行う。 【要介護1～5】	軽度の認知症にある者であって、廃用症候群の状態にもある者について、グループホームにおいて期間を区切って集中的に、日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行う。【要支援2】

地域密着型サービスのうち、要介護1～5の者を対象とするサービス

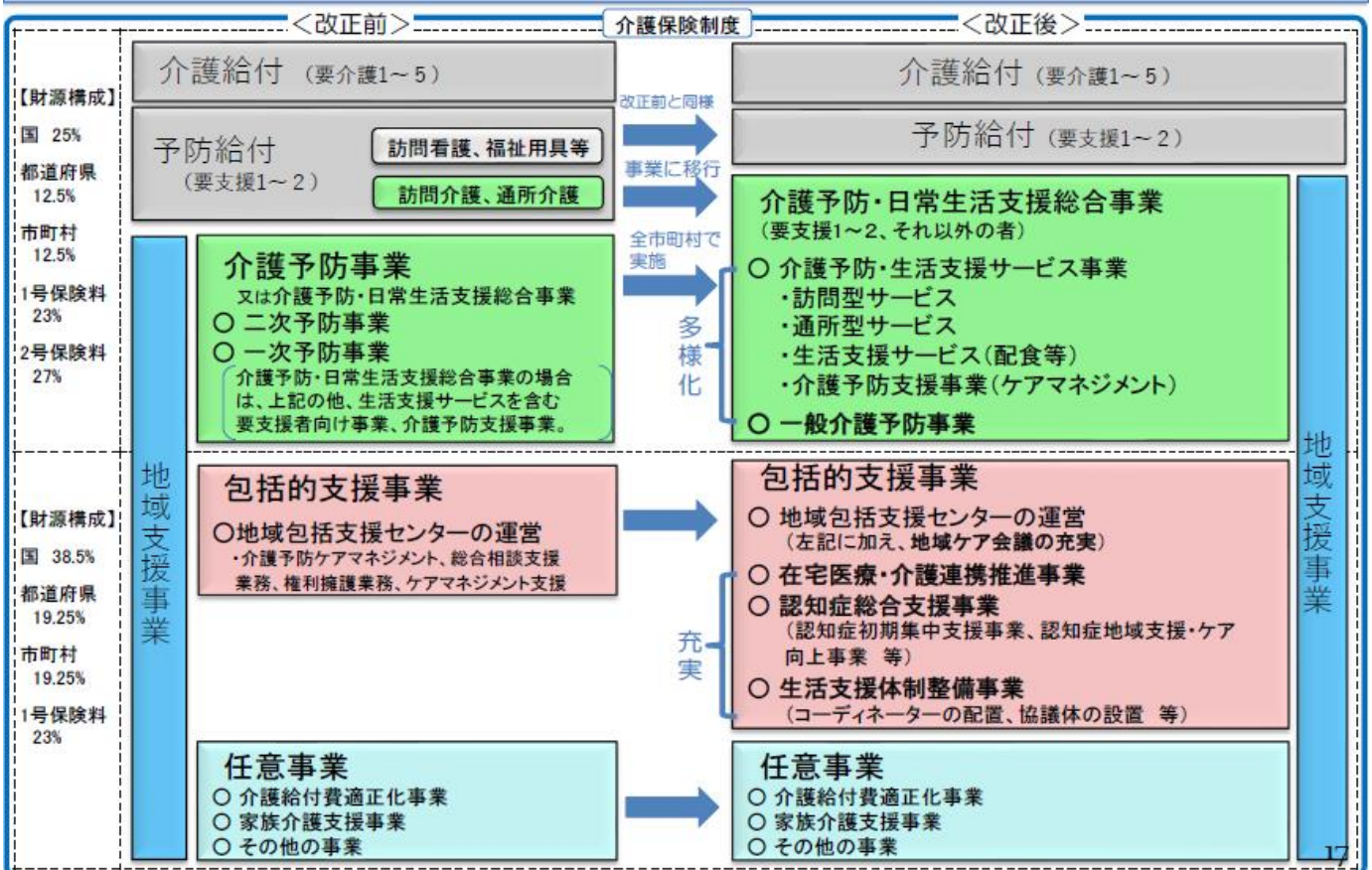
【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】	【夜間対応型訪問介護】
定期巡回と随時対応の訪問介護と訪問看護を、24時間行う。【要介護1～5】	在宅の場合も、夜間を含め24時間安心して生活できるよう、定期巡回と通報による夜間専用の訪問介護を行う。【要介護1～5】
【地域密着型特定施設入居者生活介護】	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】
有料老人ホーム等の特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する者を対象に、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを提供する。【要介護1～5】	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する者を対象に、日常生活の世話や機能訓練等の介護サービスを提供する。 【原則として要介護3～5（要介護1・2でも特例入所により利用できる場合あり）】
【看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)】	【地域密着型通所介護】
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護を行う。【要介護1～5】	定員が19人未満の小規模な通所施設において、入浴の介助、食事の提供、レクリエーション等を中心に行う。【要介護1～5】

介護サービスの利用の手続き



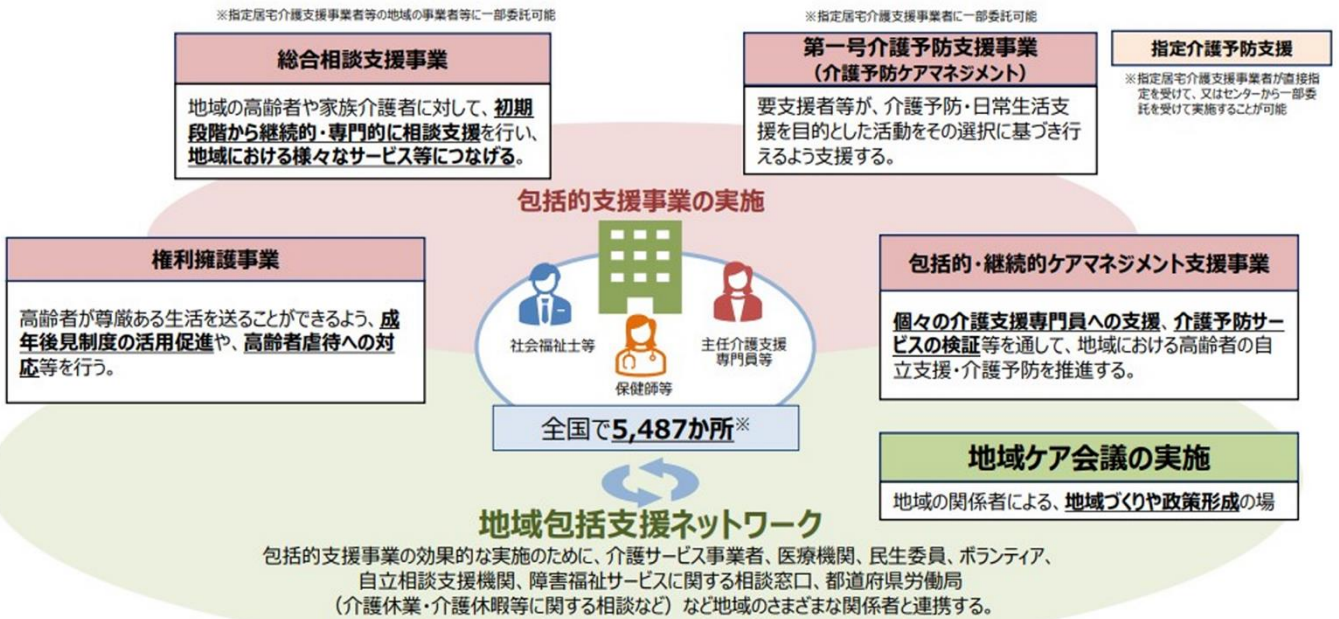
(9) 地域支援事業の全体像

新しい地域支援事業の全体像(平成26年改正前後)



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること**を目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）



(※) 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ、令和7年4月現在。加えて、地域の实情に応じて在宅介護支援センターとも協働のもと、ブランチやサブセンターが設置されている。
・ブランチ：1,567か所（本体のセンターとの連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け付け、センターにつなぐための窓口）
・サブセンター：320か所（本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所）

地域包括支援センターの設置状況

- ・ 地域包括支援センターの設置数は全国**5,487か所**、県内で**101か所**（サブ・ブランチを除く）
- ・ 設置形態は全国では直営が**9.0%**、委託が**81.0%**。県内では直営が**16.8%**、委託が**83.2%**。
- ・ 県内委託先は**社会福祉法人**が最も多く**54.5%**、次に**社会福祉協議会**、**医療法人**となっている。

○全国の状況

	R3調査 (令和3年4月末)	R4調査 (令和4年4月末)	R5調査 (令和5年4月末)	R6調査 (令和6年4月末)	R7調査 (令和7年4月末)
センター設置数	5,351か所	5,404か所	5,431か所	5,451か所	5,487か所
サブセンター設置数	347か所	358か所	338か所	301か所	320か所
ブランチ設置数	1,688か所	1,647か所	1,628か所	1,610か所	1,567か所

設置主体	R3調査 (令和3年4月末)		R4調査 (令和4年4月末)		R5調査 (令和5年4月末)		R6調査 (令和6年4月末)		R7調査 (令和7年4月末)	
	か所	割合	か所	割合	か所	割合	か所	割合	か所	割合
直営	1,080	20.5%	1,060	20.0%	1,051	20.0%	1,045	20.0%	1,020	19.0%
委託	4,190	79.5%	4,254	80.0%	4,285	80.0%	4,303	80.0%	4,342	81.0%

出典：地域包括支援センター運営状況調査（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ）

○県内の状況（R8(2026).4現在）

合計	直営	委託							
		社会福祉法人 (社協除く)	社会福祉協議会	医療法人	社団法人	財団法人	株式会社等	NPO法人	その他
101	17	55	12	12	1			4	
100.0%	16.8%	54.5%	11.9%	11.9%	1.0%			3.9%	
		83.2%							

18
栃木県内地域包括支援センター一覧

令和8(2026)年4月1日現在

No.	市町村名	センター名	種別	担当地区	所在地	電話番号	FAX番号
1	宇都宮市	地域包括支援センター御本丸	通常型	中央、築瀬、城東	320-0806 栃木県宇都宮市中央1-5-12 見木ビル	028-651-4777	028-637-3800
2	宇都宮市	地域包括支援センターようなん	通常型	陽南、宮の原、西原	320-0834 栃木県宇都宮市陽南4-6-34	028-658-2125	028-658-2123
3	宇都宮市	地域包括支援センターきよすみ	通常型	昭和、戸祭	320-0038 栃木県宇都宮市星が丘1-7-8	028-622-2243	028-622-2247
4	宇都宮市	地域包括支援センター今泉・陽北	通常型	今泉、錦、東	321-0966 栃木県宇都宮市今泉3-13-1 喜多川マンション1階	028-616-1780	028-616-1781
5	宇都宮市	地域包括支援センターさくら西	通常型	西、桜	320-0861 栃木県宇都宮市西2-1-7	028-610-7370	028-639-0189
6	宇都宮市	鬼怒地域包括支援センター	通常型	御幸、御幸ヶ原、平石	321-0984 栃木県宇都宮市御幸町77 森崎ビル	028-683-2230	028-683-2231
7	宇都宮市	地域包括支援センター清原	通常型	清原	321-3235 栃木県宇都宮市鑑山町1983	028-667-8222	028-667-8236
8	宇都宮市	地域包括支援センター瑞穂野	通常型	瑞穂野	321-0913 栃木県宇都宮市上桑島町1476-2	028-656-9677	028-656-5925
9	宇都宮市	地域包括支援センター峰・泉が丘	通常型	峰、泉が丘	321-0941 栃木県宇都宮市東今泉2-1-1	028-613-5500	028-613-5501
10	宇都宮市	地域包括支援センター石井・陽東	通常型	石井、陽東	321-0912 栃木県宇都宮市石井町2580-1	028-660-1414	028-660-1419
11	宇都宮市	よこかわ地域包括支援センター	通常型	横川	321-0112 栃木県宇都宮市屋板町578-504	028-657-7234	028-657-7235
12	宇都宮市	地域包括支援センター雀宮	通常型	雀宮(東部)	321-0143 栃木県宇都宮市南高砂町11-17	028-655-7080	028-688-3041
13	宇都宮市	地域包括支援センター雀宮・五代若松原	通常型	雀宮(西部)、五代若松原	321-0147 栃木県宇都宮市針ヶ谷町655	028-688-3371	028-688-3372
14	宇都宮市	緑が丘・陽光地域包括支援センター	通常型	緑が丘、陽光	321-0164 栃木県宇都宮市双葉1-13-56	028-684-3328	028-684-3329
15	宇都宮市	地域包括支援センター砥上	通常型	姿川(北部)、富士見、明保	320-0856 栃木県宇都宮市砥上町54-1	028-647-3294	028-647-3255
16	宇都宮市	姿川南部地域包括支援センター	通常型	姿川(南部)	321-0157 栃木県宇都宮市幕田町1456-1	028-654-2281	028-655-3577
17	宇都宮市	くにもと地域包括支援センター	通常型	国本	320-0075 栃木県宇都宮市宝木本町2141	028-666-2211	028-665-5635
18	宇都宮市	地域包括支援センター細谷・宝木	通常型	細谷・上戸祭、宝木	320-0074 栃木県宇都宮市細谷町486-7	028-902-4170	028-600-4886

No.	市町村名	センター名	種別	担当地区	所在地	電話番号	FAX番号
19	宇都宮市	富屋・篠井地域包括支援センター	通常型	富屋、篠井	321-2116 栃木県宇都宮市徳次郎町65-8	028-665-7772	028-665-6510
20	宇都宮市	城山地域包括支援センター	通常型	城山	321-0344 栃木県宇都宮市田野町666-2	028-652-8124	028-652-6561
21	宇都宮市	地域包括支援センター豊郷	通常型	豊郷	321-0977 栃木県宇都宮市川俣町900-2	028-616-1237	028-616-7016
22	宇都宮市	地域包括支援センターかわち	通常型	古里中学校区	329-1102 栃木県宇都宮市白沢町771	028-673-8941	028-673-8977
23	宇都宮市	田原地域包括支援センター	通常型	田原中学校区	329-1112 8 栃木県宇都宮市上田原町346-1	028-672-4811	028-672-4812
24	宇都宮市	地域包括支援センター奈坪	通常型	河内中学校区	329-1104 1 栃木県宇都宮市下岡本町1987-1	028-671-2202	028-673-7855
25	宇都宮市	上河内地域包括支援センター	通常型	上河内	321-0407 栃木県宇都宮市中里町218-1	028-674-7222	028-674-7090
26	足利市	足利市地域包括支援センター中央	通常型	相生・大橋・西校・柳原・東校	326-0814 栃木県足利市通5丁目3433-12	0284-22-0544	0284-21-0550
27	足利市	足利市地域包括支援センターきた・なか	機能強化型	北郷・名草・助戸・千歳	326-0005 栃木県足利市大月町811-1	0284-41-1281	0284-41-1283
28	足利市	足利市地域包括支援センター毛野・富田	通常型	毛野・富田	326-0011 栃木県足利市大沼田町2163-1	0284-90-2117	0284-91-3776
29	足利市	地域包括支援センター山辺・矢場川	通常型	山辺・矢場川	326-0822 栃木県足利市田中町100	0284-71-8484	0284-71-8321
30	足利市	足利市地域包括支援センター協和・愛宕台	機能強化型	御厨・筑波・久野・梁田	326-0331 栃木県足利市福富町1688	0284-73-2413	0284-73-7788
31	足利市	足利市地域包括支援センターさかにし	機能強化型	三和・葉鹿・小俣	326-0143 栃木県足利市葉鹿町2019-1	0284-65-4080	0284-64-1012
32	足利市	地域包括支援センター三重・山前	通常型	三重・山前	326-0845 栃木県足利市大前町1183-1	0284-22-7655	0284-22-7656
33	栃木市	栃木市栃木中央地域包括支援センター	基幹型	栃木地域栃木東・栃木西・栃木北地区	328-8686 栃木県栃木市万町9-25 市役所地域包括ケア推進課内	0282-21-2245	0282-21-2670
34	栃木市	栃木市吹上地域包括支援センター	通常型	栃木地域吹上・皆川・寺尾地区	328-0125 栃木県栃木市吹上町782-1 吹上公民館内	0282-31-1002	0282-31-1002

No.	市町村名	センター名	種別	20 担当地区	所在地	電話番号	FAX番号
35	栃木市	栃木市国府地域包括支援センター	通常型	栃木地域大宮・国府地区	328- 栃木県栃木市惣社町228-1 0002 国府公民館内	0282-27-3855	0282-27-3855
36	栃木市	栃木市大平地域包括支援センター	通常型	大平地域大平北・大平南地区	329- 栃木県栃木市大平町富田558 4492 大平総合支所内	0282-43-9226	0282-43-8811
37	栃木市	栃木市藤岡地域包括支援センター	通常型	藤岡地域全地区	323- 栃木県栃木市藤岡町藤岡1022- 5 藤岡総合支所内	0282-62-0911	0282-62-0785
38	栃木市	栃木市都賀地域包括支援センター	通常型	都賀地域全地区・西方地域全地区	328- 栃木県栃木市都賀町原宿573 0103 都賀総合支所内	0282-29-1104	0282-27-7556
39	栃木市	栃木市岩舟地域包括支援センター	通常型	岩舟地域全地区	329- 栃木県栃木市岩舟町静5133-1 4392 岩舟総合支所内	0282-55-7782	0282-55-3986
40	佐野市	佐野市地域包括支援センターさの社協	通常型	佐野・犬伏	327- 栃木県佐野市大橋町3212番地27 0003 佐野市総合福祉センター内	0283-22-8129	0283-22-8149
41	佐野市	佐野市地域包括支援センター佐野市医師会	機能強化型	植野・界・吾妻	327- 栃木県佐野市植上町1677番地 0832 佐野医師会病院内	0283-20-2011	0283-20-2378
42	佐野市	佐野市地域包括支援センター佐野厚生	通常型	堀米・旗川・赤見	327- 栃木県佐野市堀米町1728番地 8511 佐野厚生総合病院内	0283-27-0100	0283-27-0101
43	佐野市	佐野市地域包括支援センター佐野市民病院	通常型	田沼・田沼南部・栃本・田沼北部・戸奈良・三好・野上・新合・飛駒	327- 栃木県佐野市田沼町1832番地1 0317 佐野市民病院内	0283-62-8281	0283-61-1076
44	佐野市	佐野市地域包括支援センターくずう	通常型	葛生・常盤・氷室	327- 栃木県佐野市あくと町3084番地 0525 葛生あくと保健センター内	0283-84-3111	0283-86-2941
45	鹿沼市	鹿沼市地域包括支援センター	基幹型	鹿沼市全域	322- 栃木県鹿沼市今宮町1688-1 8601	0289-63-2175	0289-63-2169
46	鹿沼市	鹿沼東地域包括支援センター	通常型	北犬飼、鹿沼東部	322- 栃木県鹿沼市上石川1465-4 0015 北犬飼コミュニティセンター内	0289-74-7801	0289-74-7802
47	鹿沼市	鹿沼東部台地域包括支援センター	通常型	東部台、鹿沼北部	322- 栃木県鹿沼市幸町2-1-26 0023	0289-74-7337	0289-74-7338
48	鹿沼市	鹿沼北地域包括支援センター	通常型	板荷、菊沢	322- 栃木県鹿沼市富岡492-2 0006	0289-62-9688	0289-74-5551
49	鹿沼市	鹿沼中央地域包括支援センター	通常型	鹿沼中央、東大芦、西大芦、加蘇	322- 栃木県鹿沼市上殿町960-2 0045	0289-64-7236	0289-64-2753
50	鹿沼市	鹿沼南地域包括支援センター	通常型	北押原、南押原	322- 栃木県鹿沼市樅山町40-2 0046	0289-60-2000	0289-63-4141
51	鹿沼市	鹿沼西地域包括支援センター	通常型	南摩、粟野、清洲、粕尾、永野	322- 栃木県鹿沼市口栗野1780 0305 粟野コミュニティセンター内	0289-85-1061	0289-85-1062
52	日光市	藤原・栗山地域包括支援センター	通常型	藤原、栗山	321- 栃木県日光市鬼怒川温泉大原1406番 2522 地2	0288-76-3333	0288-76-1110

No.	市町村名	センター名	種別	21 担当地区	所在地	電話番号	FAX番号
53	日光市	日光・足尾地域包括支援センター	通常型	日光、足尾	321-1404 栃木県日光市御幸町4番地1	0288-25-3255	0288-54-2425
54	日光市	今市南地域包括支援センター	通常型	大沢南部、落合	321-1102 栃木県日光市板橋2190番地2	0288-25-6444	0288-27-3002
55	日光市	今市東地域包括支援センター	通常型	大沢中部、大沢北部、塩野室	321-2342 栃木県日光市根室607番地5	0288-26-6537	0288-26-9005
56	日光市	今市北地域包括支援センター	通常型	豊岡、今市東部	321-2411 栃木県日光市大桑町120-1	0288-21-7081	0288-21-7087
57	日光市	今市西地域包括支援センター	通常型	今市西部	321-1272 栃木県日光市今市本町11番地4 グランドハイツドリーム107	0288-25-6374	0288-25-3033
58	日光市	日光市地域包括支援センター	基幹型	市内各包括の総合調整、後方支援	321-1292 栃木県日光市今市本町1	0288-21-2137	0288-21-5533
59	小山市	小山市地域包括支援センター小山総合	基幹型	小山(神鳥谷、外城、駅南町、三峯、神山、東城南、西城南、粟宮1丁目・2丁目、大字粟宮の一部を除く)	323-0023 栃木県小山市中央町2-2-21 小山市総合福祉センター内1階	0285-22-3061	0285-22-3062
60	小山市	小山市地域包括支援センター小山	通常型	小山(神鳥谷、外城、駅南町、三峯、神山、東城南、西城南、粟宮1丁目・2丁目、大字粟宮の一部)	323-0827 栃木県小山市神鳥谷2251-7 小山市健康医療介護総合支援センター内	0285-31-0211	0285-31-0212
61	小山市	小山市地域包括支援センター大谷	通常型	大谷	323-0813 栃木県小山市大字横倉499番地6 小山市大谷市民交流センター内	0285-27-6646	0285-27-6647
62	小山市	小山市地域包括支援センター間々田	通常型	間々田(大字粟宮の一部含む)、生井、寒川	329-0205 栃木県小山市大字間々田1960-1 小山市立間々田市民交流センター内	0285-41-2071	0285-41-2072
63	小山市	小山市地域包括支援センター美田	通常型	豊田、中、穂積	323-0007 栃木県小山市大字松沼467番地 小山市立豊田公民館内	0285-32-1881	0285-32-1882
64	小山市	小山市地域包括支援センター桑絹	通常型	桑、絹	323-0012 栃木県小山市羽川858番地1 小山市立桑市民交流センター内	0285-30-0921	0285-30-0922
65	真岡市	真岡市地域包括支援センターもおか	基幹型	真岡、山前、大内地区	321-4395 栃木県真岡市荒町5191	0285-83-8132	0285-83-6335
66	真岡市	真岡市地域包括支援センターにのみや	基幹型	中村、二宮地区	321-4507 栃木県真岡市石島893-15	0285-74-5139	0285-74-5139
67	大田原市	大田原市西部地域包括支援センター	通常型	西原、親園、野崎、佐久山	324-0043 栃木県大田原市浅香3-3578-747 大田原市福祉センター内	0287-20-2710	0287-20-2720
68	大田原市	大田原市中央地域包括支援センター	通常型	大田原、紫塚、金田北、金田南	324-0043 栃木県大田原市浅香3-3578-747 大田原市福祉センター内	0287-20-1001	0287-20-1002

No.	市町村名	センター名	種別	22 担当地区	所在地	電話番号	FAX番号
69	大田原市	大田原市東部地域包括支援センター	通常型	湯津上、黒羽	324-0233 栃木県大田原市黒羽田町848	0287-53-1880	0287-53-1881
70	矢板市	矢板市地域包括支援センター やしお	通常型	泉地区、矢板地区西部の行政区	329-2506 栃木県矢板市平野1362-12	0287-47-5577	0287-43-9976
71	矢板市	矢板市地域包括支援センター すえひろ	通常型	片岡地区、矢板地区東部の行政区	329-2162 栃木県矢板末広町45-3	0287-47-7005	0287-47-7015
72	那須塩原市	地域包括支援センター寿山荘	通常型	黒磯、厚崎の一部	325-0062 栃木県那須塩原市住吉町5-10	0287-62-9655	0287-64-1881
73	那須塩原市	地域包括支援センター秋桜の家	通常型	東那須野	329-3153 栃木県那須塩原市大原間83	0287-65-2972	0287-65-2982
74	那須塩原市	地域包括支援センターあぐり	通常型	豊浦、厚崎の一部	325-0013 栃木県那須塩原市鍋掛1416-3	0287-73-2550	0287-73-2360
75	那須塩原市	稲村いたむろ地域包括支援センター	通常型	稲村、高林	325-0034 栃木県那須塩原市東原166	0287-60-3361	0287-60-3362
76	那須塩原市	地域包括支援センターさちの森	通常型	鍋掛	325-0014 栃木県那須塩原市野間453-23	0287-60-1333	0287-64-4300
77	那須塩原市	地域包括支援センターとちのみ	通常型	西那須野東部	329-2763 栃木県那須塩原市井口533-20	0287-37-1683	0287-37-7688
78	那須塩原市	西那須野西部地域包括支援センター	通常型	西那須野西部	329-2748 栃木県那須塩原市上赤田238-658	0287-37-8183	0287-37-3512
79	那須塩原市	しおばら地域包括支援センター	通常型	塩原	329-2921 栃木県那須塩原市塩原814番地	0287-47-7721	0287-47-7750
80	那須塩原市	那須塩原市基幹型地域包括支援センター	基幹型	市内各包括の総合調整、後方支援	325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7327	0287-63-8911
81	さくら市	さくら市地域包括支援センターエリム	通常型	氏家中央部、氏家東部	329-1304 栃木県さくら市鍛冶ヶ澤57-1	028-681-1150	028-681-1215
82	さくら市	さくら市地域包括支援センター而今	通常型	喜連川、鷺宿、河戸、穂積、金鹿、氏家西部	329-1402 栃木県さくら市下河戸1942-2	028-685-3294	028-685-3370
83	那須烏山市	那須烏山市地域包括支援センターみなみなす	通常型	南那須地区	321-0526 栃木県那須烏山市田野倉85-1	0287-83-8760	0287-83-8761
84	那須烏山市	那須烏山市地域包括支援センターからすやま	通常型	烏山地区	321-0627 栃木県那須烏山市南2-2-3 コーポ矢板101号室	0287-82-7272	0287-82-7276
85	下野市	下野市地域包括支援センターいしばし	通常型	石橋	329-0502 栃木県下野市下古山1174	0285-51-0633	0285-53-0133

No.	市町村名	センター名	種別	23 担当地区	所在地	電話番号	FAX番号
86	下野市	下野市地域包括支援センターこくぶんじ	通常型	国分寺	329- 栃木県下野市小金井789 0414 下野市保健福祉センターゆうゆう館 内	0285-43- 1229	0285-40- 0158
87	下野市	下野市地域包括支援センターみなみかわち	通常型	南河内	329- 栃木県下野市仁良川1651-1 0432	0285-48- 1177	0285-47- 1170
88	上三川町	上三川町地域包括支援センター	通常型	上三川町内全域	329- 栃木県河内郡上三川町大字上蒲生 127-1 0617 上三川いきいきプラザ内	0285-56- 5513	0285-56- 6381
89	益子町	益子町地域包括支援センター	通常型	益子町内全域	321- 栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番 4293 地	0285-72- 6430	0285-70- 1141
90	茂木町	茂木町地域包括支援センター	通常型	茂木町内全域	321- 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155 3598 番地	0285-63- 5651	0285-63- 5660
91	市貝町	市貝町地域包括支援センター	通常型	市貝町内全域	321- 栃木県芳賀郡市貝町大字市塙172 3423 0-1	0285-68- 1132	0285-68- 3553
92	芳賀町	芳賀町地域包括支援センター	通常型	芳賀町内全域	321- 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井10 3392 20番地	028-677- 6080	028-677- 2716
93	壬生町	壬生北地区地域包括支援センター	通常型	南犬飼中学校区	321- 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林815 0207 番地	0282-86- 3579	0282-86- 6322
94	壬生町	壬生南地区地域包括支援センター	通常型	壬生中学校区	321- 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 0214 2342番地3	0282-82- 2119	0282-81- 1155
95	野木町	野木町地域包括支援センター	通常型	野木町内全域	329- 栃木県下都賀郡野木町大字丸林58 0111 2番地1	0280-57- 2400	0280-57- 1117
96	塩谷町	塩谷町地域包括支援センター	通常型	塩谷町内全域	329- 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生955番地 2292 3	0287-47- 5173	0287-45- 1840
97	高根沢町	高根沢西地域包括支援センター	通常型	阿久津中学校区	329- 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺 1233 2240番地1	028-680- 3503	028-688- 7311
98	高根沢町	高根沢東地域包括支援センター	通常型	北高根沢中学校区	329- 栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡2158 1207 番地10	028-676- 0148	028-676- 0542
99	那須町	那須地区地域包括支援センター	通常型	那須地区、芦野・伊王野地区	329- 栃木県那須郡那須町大字寺子乙25 3215 66番地1	0287-71- 1138	0287-72- 0416
100	那須町	高原地区地域包括支援センター	通常型	高原地区	325- 栃木県那須郡那須町大字高久甲43 0001 01	0287-73- 8881	0287-73- 8882
101	那珂川町	那珂川町地域包括支援センター	通常型	那珂川町全域	324- 栃木県那須郡那珂川町馬頭555 0692	0287-92- 1125	0287-92- 1164

4 介護保険制度以外の保健医療福祉サービス

(1) 相談窓口

① 市町村の高齢者保健福祉担当課

② 老人（在宅）介護支援センター

- ・ 老人福祉に関して、高齢者やその家族の方々からの相談に応じ、また、行政機関、サービス事業者等との連絡調整を行っている地域の相談窓口です。

③ 認知症の方と家族のための電話相談等

（とちぎ福祉プラザ内 TEL 028-627-1122）

- ・ 電話相談 毎週月～土（祝祭日除く）13:30～16:00
※若年性認知症の方の相談も含む
- ・ 来所相談 毎月第4水曜日 13:30～16:00

④ 認知症疾患医療センター（独協医科大学病院内 TEL 0282-87-2251）
（烏山台病院内 TEL 0287-82-0051）
（足利富士見台病院内 TEL 0284-62-7775）
（上都賀総合病院内 TEL 0289-64-2186）
（皆藤病院内 TEL 028-689-5088）
（足利赤十字病院内 TEL 0284-20-1366）
（芳賀赤十字病院内 TEL 0285-81-3856）
（自治医科大学附属病院内 TEL 0285-58-8998）
（済生会宇都宮病院内 TEL 028-680-7010）
（佐藤病院内 TEL 0287-43-1150）

- ・ 認知症の専門医療相談、鑑別診断 等

⑤ 県健康福祉センター、精神保健福祉センター

- ・ 高齢者やその家族、一般住民に対する保健・福祉・公衆衛生に関する相談や情報提供を行っています。

(2) 施設サービス

① 養護老人ホーム

- ・家庭環境、住宅事情や経済的な理由により、自宅において生活することが困難な方のための入所施設です。介護保険サービスについては、原則として外部の在宅サービスを利用できますが、施設自らが提供する施設もあります。

※ 入所は市町が措置

【利用方法】市町の高齢福祉担当課にお問い合わせください。

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

- ・身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方のための入居施設です。高齢者にとって住みやすい環境に配慮しています。介護保険サービスについては、原則として外部の在宅サービスを利用できますが、施設自らが提供する施設もあります。

※ 入居は施設と入居者との契約によります。

【利用方法】直接施設にお問い合わせください。

③ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

- ・デイサービスセンターに居住部分を併せ持ち、一人暮らしの高齢者等に対して、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供する施設です。

【利用方法】直接施設にお問い合わせください。

④ 有料老人ホーム

- ・入居する高齢者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供又は洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供することを目的に設置運営している入居施設です。介護保険サービスについては、外部の在宅サービスを利用できますが、施設が自ら提供する施設もあります。

【利用方法】直接施設にお問い合わせください。

⑤ サービス付き高齢者向け住宅

- ・高齢者の安全や利便性に配慮した構造・設備を有し、入居対象者である単身の高齢者や夫婦のみの高齢者などに対して、安否確認及び生活相談を必須サービスとして提供する住宅です。また、併せて食事の提供などのサービスを提供する住宅もあります。介護保険サービスについては、原則として外部の在宅サービスを利用できますが、住宅を運営する事業者自らが提供する場合があります。

【利用方法】直接住宅の運営者にお問い合わせください。

⑥ シルバーハウジング

- ・単身の高齢者や夫婦のみの高齢者等を入居対象者として、高齢者の安全や利便性に配慮した構造・設備を持ち、市町の行う在宅福祉サービス等が適切に受けられるよう生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置された公営住宅です。

【利用方法】栃木県県土整備部住宅課（Tel028-623-2485）または市町の公営住宅担当課にお問い合わせください。

5 認知症対策の推進

(1) 「新しい認知症観」を含めた認知症に関する理解の促進と家族等への支援

① 県民に「新しい認知症観」を含めた認知症に関する正しい知識や理解を深めるため、認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）に呼応した普及啓発や、認知症の方等との意見交換の促進を図ります。

② 認知症に関する正しい理解の促進を図るため、地域住民を始め学校や企業などを対象に、認知症サポーターの養成に取り組むとともに、その講師役となるキャラバン・メイトの養成など、「認知症サポーターキャラバン」の活動を一層推進します。また、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの取組が全ての市町に整備されるよう支援します。

※ 本県の認知症サポーター数(R8.3.31現在) 290,452人

③ (公社)認知症の人と家族の会栃木県支部を始め、関係機関と連携しながら、家族介護者交流会の開催や電話相談の実施、認知症カフェの開設など、認知症の方を介護する家族及び認知症の方本人を相互にサポートできる体制の整備を図ります。

④ 認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、見守りや、日常生活支援、徘徊時の発見・保護等のためのネットワークの構築を支援します。

(2) 医療との連携による適切な対応

① 認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成・普及や情報連携ツールの活用を通じて、地域における医療と介護の連携体制を推進します。

② 「とちぎオレンジドクター（栃木県もの忘れ・認知症相談医）」の登録・周知を図るほか、地域包括支援センターや地域の支援団体等との連携により、認知症の早期発見・早期診断及び早期対応につなげます。

③ 認知症疾患医療センターが有する地域連携拠点機能の強化を図るため、かかりつけ医等の地域の医療機関や地域包括支援センター等との連携推進を支援する等、認知症の重層的な医療連携体制を構築するとともに、認知症サポート医の養成等を通して、認知症の方への支援体制の充実を図ります。

④ 市町における認知症の早期発見・早期診断のための取組を推進するため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が効果的に機能するよう支援します。

(3) 認知症ケアの質の確保・向上

- ① 医療・介護従事者等の専門職に対して、認知症の人の特性に応じた適切な意思決定支援を行うための内容をより充実させた研修を実施し、認知症の人本人が有する力を最大限に活かすとともに、認知症の人の尊厳が尊重された医療・介護等の支援が行われるような取り組みを推進します。
- ② (一社)栃木県医師会等との連携を図りながら、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施するとともに、看護職員やその他の医療従事者を対象とした研修を実施することにより、医療機関における認知症対応力の向上を図ります。
- ③ 歯科医師や薬剤師の認知症対応力を向上させるための研修を実施し、認知症の方の状況に応じた適切な口腔機能の管理や服薬指導等を推進します。
- ④ 認知症の介護技術を取り入れたより実践的な研修を実施することにより、介護従事者等の介護技術の向上を図るとともに、施設・事業所等における認知症ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有する指導者等の養成を行います。

(4) 若年性認知症への対応

- ① 若年生認知症の早期発見・早期診断及び早期対応につなげるため、地域住民に加え、事業主等に対してもリーフレットの配布等により、若年性認知症の普及啓発を進めます。
- ② 若年生認知症ネットワーク会議の開催や就労先の事業主等への働きかけ等により、若年生認知症支援コーディネーターをはじめとする関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を整備することで、若年性認知症の人や家族を支援します。
- ③ 若年性認知症支援コーディネーターを配置し、電話相談や個別支援を実施することで、若年性認知症の特性に配慮した居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。

6 高齢者の権利擁護

(1)とちぎ権利擁護センター（あすてらす）

認知症高齢者等の判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する援助や日常的な金銭管理サービス等を行うことにより、地域における自立した生活を支援しています。

□問合せ先

	名称	所在地	TEL	FAX
1	あすてらす・うつのみや	〒320-0806 宇都宮市中央1-1-15市総合福祉センター内	028-635-1234	028-636-1248
2	あすてらす・あしかが	〒326-0064 足利市東砂原後町1072市総合福祉センター内	0284-44-0372	0284-44-0382
3	あすてらす・とちぎ	〒328-0027 栃木市今泉町2-1-40市保健福祉センター内	0282-20-7755	0282-22-4467
4	あすてらす・さの	〒327-0003 佐野市大橋町3212-27総合福祉センター内	0283-21-5330	0283-22-8199
5	あすてらす・かぬま	〒322-0043 鹿沼市万町931-1市総合福祉センター内	0289-63-2817	0289-62-9361
6	あすてらす・にっこう	〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原2-6	0288-25-3070	0288-25-3075
7	あすてらす・おやま	〒323-0023 小山市中央町2-2-21	0285-22-5353	0285-22-2940
8	あすてらす・もおか	〒321-4305 真岡市荒町110-1市総合福祉保健センター内	0285-83-8585	0285-82-5516
9	あすてらす・おおたわら	〒324-0041 大田原市本町1-3-1市役所A別館内	0287-23-7375	0287-23-1138
10	あすてらす・やいた	〒329-2504 矢板市泉526矢板市泉きずな館内	0287-43-8700	0287-43-0402
11	あすてらす・なすしおぼら	〒329-2705 那須塩原市南郷屋5-163市健康長寿センター内	0287-38-1161	0287-36-8710
12	あすてらす・さくら	〒329-1312 さくら市櫻野1329氏家福祉センター内	028-682-2217	028-682-9888
13	あすてらす・なすからすやま	〒321-0526 那須烏山市田野倉85-1市保健福祉センター内	0287-88-7551	0287-88-9747
14	あすてらす・しもつけ	〒329-0414 下野市小金井789市保健福祉センターゆうゆう館内	0285-43-1250	0285-44-5807
15	あすてらす・かみのかわ	〒329-0617 河内郡上三川町上蒲生127-1上三川いきいきプラザ内	0285-56-3166	0285-56-3164

	名称	所在地	TEL	FAX
16	あすてらす・ましこ	〒321-4217 芳賀郡益子町益子1532-5福祉センター内	0285-70-1218	0285-72-9141
17	あすてらす・もてぎ	〒321-3531 芳賀郡茂木町茂木1043-1茂木町保健福祉センター「元気アップ館」内	0285-63-4969	0285-63-5070
18	あすてらす・いちかい	〒321-3423 芳賀郡市貝町市塙1720-1市貝町保健福祉センター	0285-68-3151	0285-68-3553
19	あすてらす・はが	〒321-3307 芳賀郡芳賀町祖母井南1-6-1農業者トレーニングセンター内	028-677-4711	028-677-4732
20	あすてらす・みぶ	〒321-0214 下都賀郡壬生町壬生甲3843-1保健福祉センター内	0282-82-7899	0282-82-3589
21	あすてらす・のぎ	〒329-0101 下都賀郡野木町友沼5840-7ホープ館内	0280-57-3100	0280-57-3101
22	あすてらす・しおや	〒329-2221 塩谷郡塩谷町玉生872	0287-45-0133	0287-45-2413
23	あすてらす・たかねざわ	〒329-1207 塩谷郡高根沢町大字花岡72-2地域支えあいセンター内	028-612-3440	028-612-3441
24	あすてらす・なす	〒329-3215 那須郡那須町寺子乙2566-1ゆめプラザ・那須内	0287-72-5133	0287-72-0416
25	あすてらす・なかがわ	〒324-0613 那須郡那珂川町馬頭560-1馬頭総合福祉センター内	0287-92-2226	0287-92-1295
26	とちぎ権利擁護センター (栃木県社会福祉協議会内)	〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234	028-621-5298

- ・ 一般相談（来所又は電話） 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9：00～16：00
※一部の「あすてらす」で受付時間は異なります。

(2) 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害、高次脳機能障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は、たとえば、次のような時に利用できます。

- ① 高齢になり、自分の財産の管理を頼れる人がいなくて不安な場合
- ② 子供はいるけれども、将来はあてにできない。遺産相続で争いが起きることは避けたい場合
- ③ 知的障害を持つ子供の将来が心配。親が亡くなった後の子供の財産管理を頼みたい場合
- ④ 高齢のため入院中で、自分の預金や土地の管理等ができないので、相談したい場合

□問合せ先

	名称	所在地	TEL
1	宇都宮家庭裁判所	〒320-8505宇都宮市小幡1-1-38	028-621-4858
2	宇都宮家庭裁判所真岡支部	〒321-4305真岡市荒町5117-2	0285-82-2076
3	宇都宮家庭裁判所大田原支部	〒324-0056大田原市中央2-3-25	0287-22-2112
4	宇都宮家庭裁判所栃木支部	〒328-0035栃木市旭町16-31	0282-23-0568
5	宇都宮家庭裁判所足利支部	〒326-0057足利市丸山町621	0284-41-3168
6	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部（栃木県司法書士会）	〒320-0848宇都宮市幸町1-4	028-632-9420
7	権利擁護センターばあとなあとちぎ （（社）栃木県社会福祉士会）	〒320-8508宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-623-0810
8	栃木県弁護士会	〒320-0845宇都宮市明保野町1-6	028-689-9001
9	とちぎ成年後見支援センター （栃木県社会福祉協議会内）	〒320-8508宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-621-1234

7 生きがいづくり

(1) 社会参加活動

・「とちぎ生涯現役シニア応援センター」（愛称：ぷらっと）において、シニア世代の多岐にわたる社会参加ニーズに係る相談への対応や情報提供等を行っています。

【問合せ】とちぎ生涯現役シニア応援センター（ぷらっと / Tel.028-623-1291）にお問い合わせください。

・各地域には、高齢者の自主的な組織である老人クラブがあり、仲間づくりを通して生きがいや健康づくりのための活動、環境美化活動、友愛訪問活動などの社会奉仕活動、さらに、伝統芸能や地域文化の伝承活動など様々な活動を行っています。

【問合せ】栃木いきいきクラブ（(一財)栃木県老人クラブ連合会 / Tel.028-621-4787）にお問い合わせください。

・スポーツや文化活動を通じ、高齢者を中心とした生きがいと健康づくり等を図るため“ねんりんピックとちぎ”を開催し、ふれあいと活力ある長寿社会の実現を目指しています。

【問合せ】(福)とちぎ健康福祉協会（Tel.028-650-3366）にお問い合わせください。

(2) 働く

・高齢者の働く意欲に応えるシルバー人材センターが各市町に設置されており、高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実、地域の活性化などに大きく貢献しています。

・高齢者の就業希望が多様化しており、幅広い就業ニーズに対応するとともに、新たな就業機会を開拓するなど、高齢者の就業機会の確保を図っています。

【入会申込または仕事の依頼】各市町のシルバー人材センターにお問い合わせください。

(3) 学ぶ

・高齢者の健やかで生きがいのある人生を支援し、活力ある地域社会を築くため、宇都宮市、栃木市、矢板市の3箇所にシルバー大学校を設置し、積極的に地域活動を実践する高齢者の方々を養成しています。

・学習期間は2年間となり、1年次は地域活動に必要な基礎的な学習を行い、2年次は4つの専門学科（スポーツ・レクリエーション学科・健康づくり学科・福祉学科・ふるさとふれあい学科）の中から1学科を選択して実技や実習を交えた学習を行います。

・卒業後は「生きがい推進員」として、学んだ知識や経験を活かし、市町等と連携を図りながら積極的な地域活動を実践することが期待されています。

【問合せ】(福)とちぎ健康福祉協会（Tel.028-650-3366）にお問い合わせください。

8 介護保険制度の実施状況

1. 要介護(要支援)認定者数等

(1) 第1号被保険者数

○総人口に対する第1号被保険者の割合(高齢化率)は、全国、栃木県ともに、約30%となっている。

区 分	12年4月末 ①	15年4月末	18年4月末	21年4月末	24年4月末	27年4月末	30年4月末	31年4月末	2年4月末	3年4月末	4年4月末	5年4月末	6年4月末	7年4月末 ②	12年4月比 ②/①
栃木県総人口 (人)	2,008,808	2,009,212	2,013,795	2,010,701	1,994,265	1,975,416	1,953,937	1,944,052	1,934,857	1,924,010	1,910,109	1,897,764	1,885,882	1,872,035	93.2%
第1号被保険者数 (栃木県)(人)	340,510	371,074	395,107	428,801	450,435	503,250	540,618	549,227	557,394	564,564	569,116	570,522	573,040	573,461	168.4%
全国総人口 (万人)	12,674	12,756	12,769	12,753	12,761	12,691	12,649	12,618	12,590	12,536	12,505	12,447	12,393	12,334	97.3%
第1号被保険者数 (全国)(万人)	2,165	2,410	2,594	2,838	2,986	3,349	3,492	3,528	3,558	3,581	3,590	3,586	3,591	3,585	165.6%
総人口に対する 第1号被保険者 の割合(栃木県)	17.0%	18.5%	19.6%	21.3%	22.6%	25.5%	27.7%	28.3%	28.8%	29.3%	29.8%	30.1%	30.4%	30.6%	—
同上(全国)	17.1%	18.9%	20.3%	22.3%	23.4%	26.4%	27.6%	28.0%	28.3%	28.6%	28.7%	28.8%	29.0%	29.1%	—

※ 第1号被保険者数:厚生労働省「介護保険事業状況報告」より。(市町村の住民のうち65歳以上の者であり、このうち適用除外施設入所者は除いた人数)
 栃木県総人口:栃木県統計課「毎月人口調査」より。
 全国総人口:総務省統計局「人口推計」より。

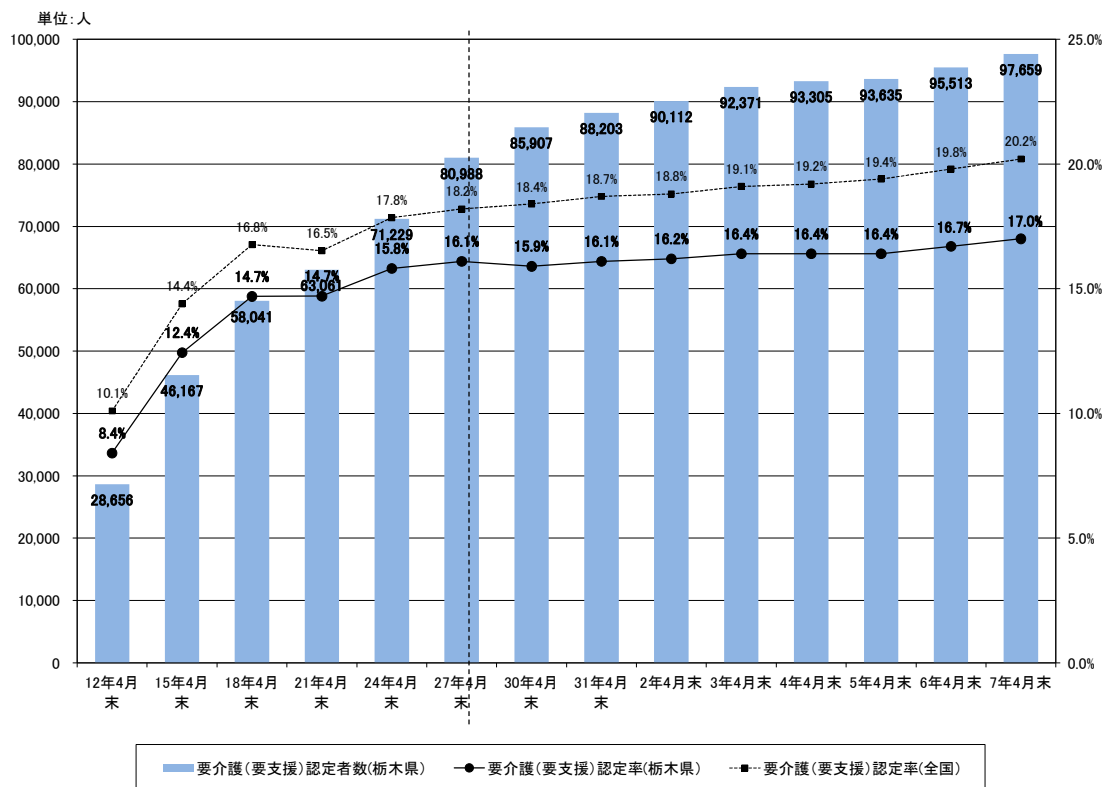
(2) 要介護(要支援)認定者数

○栃木県の要介護(要支援)認定率は、全国に比べ2~3ポイント程度低い状況で推移している。

区 分	12年4月末 ①	15年4月末	18年4月末	21年4月末	24年4月末	27年4月末	30年4月末	31年4月末	2年4月末	3年4月末	4年4月末	5年4月末	6年4月末	7年4月末 ②	12年4月比 ②/①	
要介護 (要支援) 認定者数	栃木県 (人)	28,656	46,167	58,041	63,061	71,229	80,988	85,907	88,203	90,112	92,371	93,305	93,635	95,513	97,659	340.8%
	全 国 (万人)	218	348	435	469	533	608	644	659	670	685	691	696	710	723	331.7%
要介護 (要支援) 認定率	栃木県	8.4%	12.4%	14.7%	14.7%	15.8%	16.1%	15.9%	16.1%	16.2%	16.4%	16.4%	16.4%	16.7%	17.0%	—
	全 国	10.1%	14.4%	16.8%	16.5%	17.8%	18.2%	18.4%	18.7%	18.8%	19.1%	19.2%	19.4%	19.8%	20.2%	—

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より。

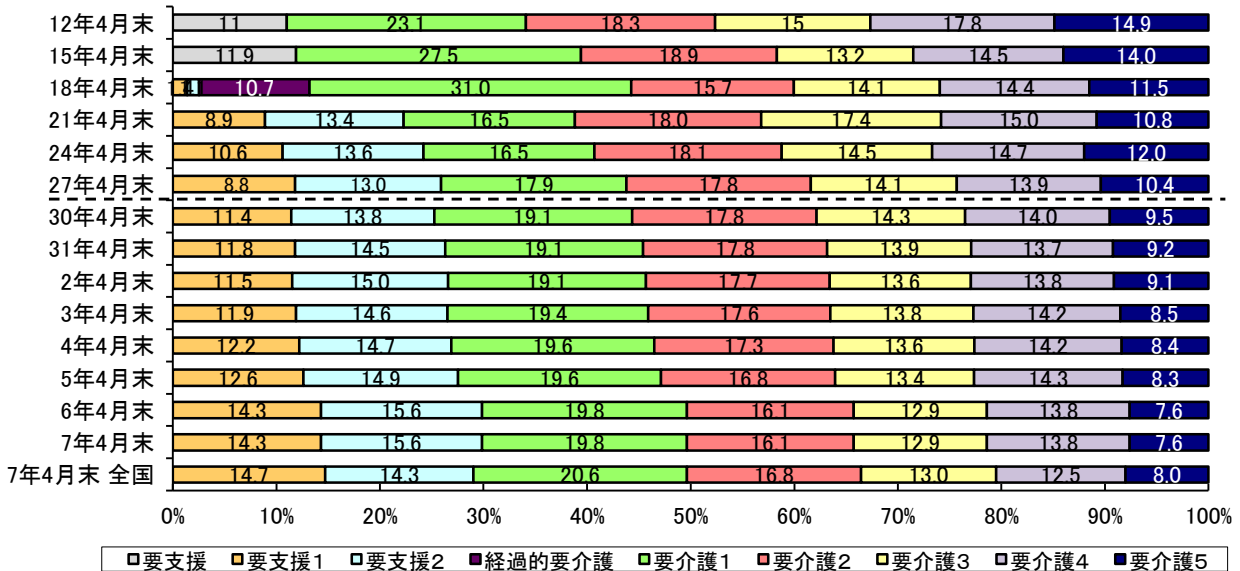
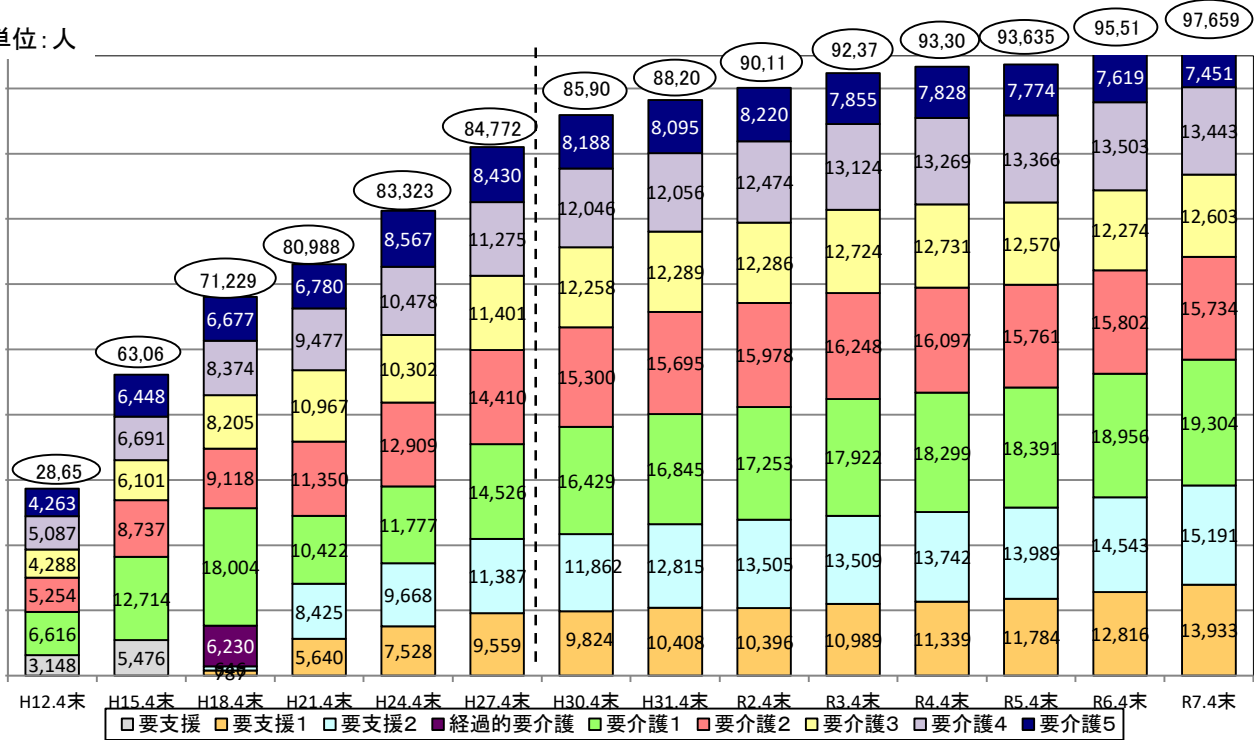
要介護(要支援)認定者数及び認定率の推移



要介護認定者数(栃木県)の構成割合

○ 令和7年の要支援・要介護認定者数の構成割合を見ると、平成21年と比べ中重度の要介護の割合が減少し、要支援の割合の増加傾向が見られる。

単位:人



※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より

2. サービス利用者数

(1) 利用者数の状況

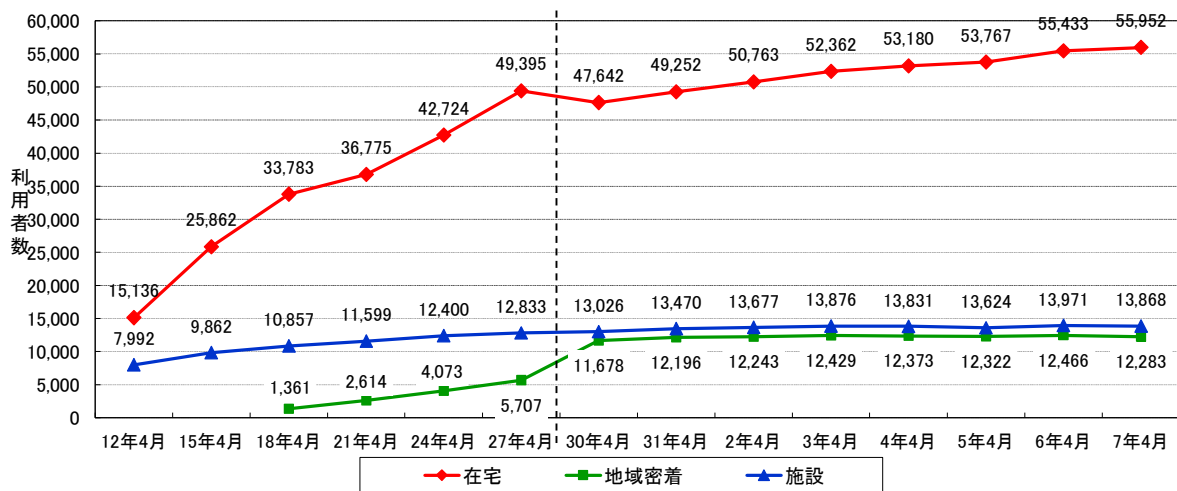
○ 12年度の介護保険制度施行時に比べ、本県では、在宅サービスの利用者数は約3.7倍に増加、施設サービスの利用者も約1.7倍に増加している。

区 分		12年4月	15年4月	18年4月	21年4月	24年4月	27年4月	30年4月	31年4月	2年4月	3年4月	4年4月	5年4月	6年4月	7年4月	12年4月比
		①		②											③	③/① (18年4月比) ③/②
栃木県 (人)	在宅	15,136	25,862	33,783	36,775	42,724	49,395	47,642	49,252	50,763	52,362	53,180	53,767	55,433	55,952	369.7%
	地域密着			1,361	2,614	4,073	5,707	11,678	12,196	12,243	12,429	12,373	12,322	12,466	12,283	902.5%
	施設	7,992	9,862	10,857	11,599	12,400	12,833	13,026	13,470	13,677	13,876	13,831	13,624	13,971	13,868	173.5%
	計	23,128	35,724	46,001	50,988	59,197	67,935	72,346	74,918	76,683	78,667	79,384	79,713	81,870	82,103	355.0%
全国 (万人)	在宅	97	201	255	278	329	382	364	378	386	399	407	415	422	430	443.3%
	地域密着			14	23	31	40	83	87	86	88	89	90	91	92	657.1%
	施設	52	72	79	83	86	91	93	95	96	96	96	96	96	96	184.6%
	計	149	273	348	384	446	513	540	560	568	583	592	601	609	618	414.8%

利用

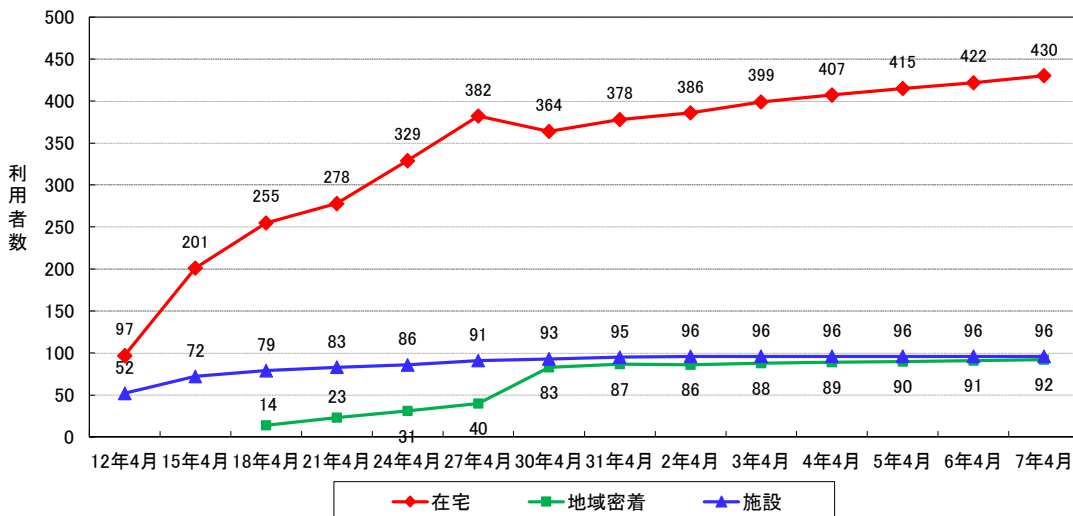
栃木県

(単位:人)



全 国

(単位:万人)

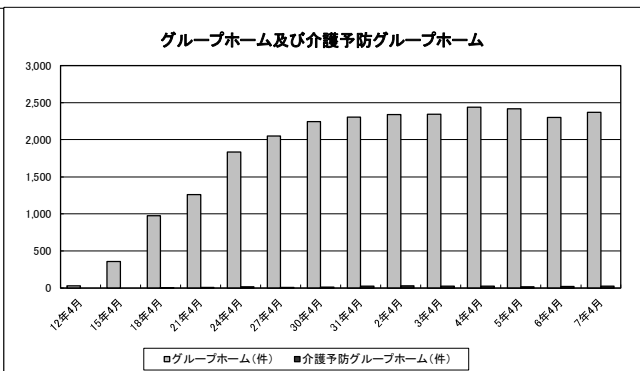
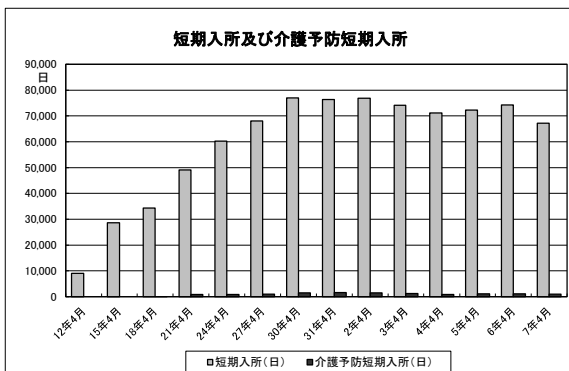
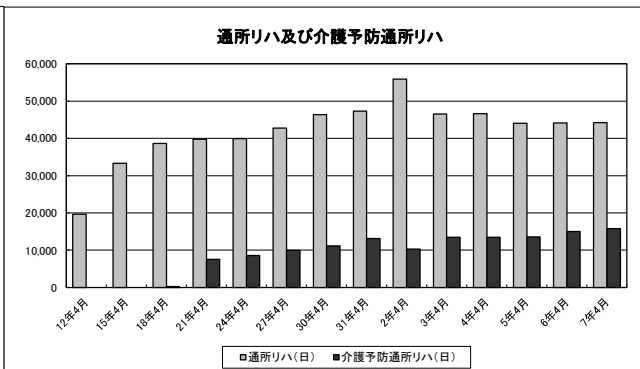
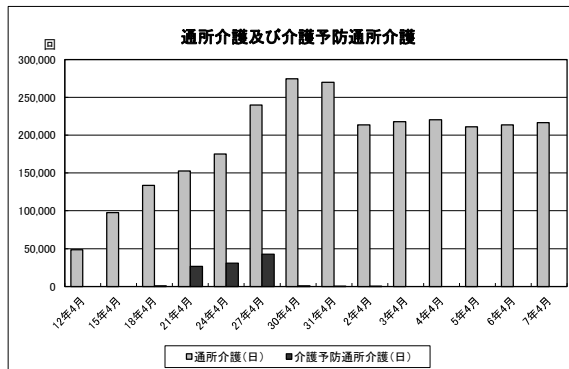
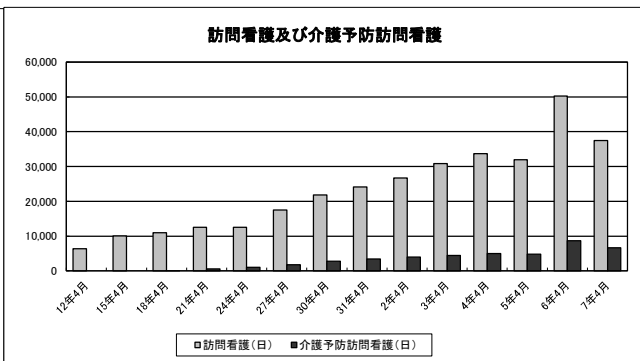
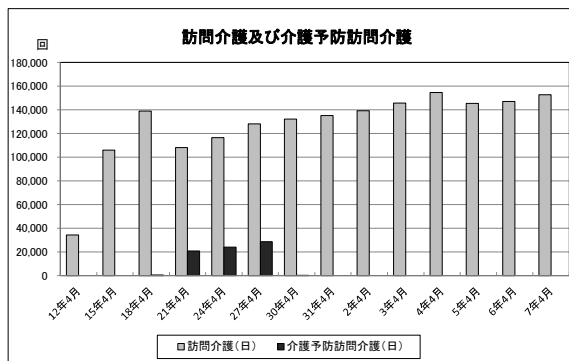


※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より

(2) 主な在宅サービスの利用状況

○ 各種サービスの利用は増加傾向にあり、制度施行時に比べると訪問介護は約4.3倍、通所介護は約4.4倍、短期入所は約8.2倍、グループホームは約79倍に増えている。

区 分	12年4月	15年4月	18年4月	21年4月	24年4月	27年4月	30年4月	31年4月	2年4月	3年4月	4年4月	5年4月	6年4月	7年4月	12年4月比 ③/①
	①		②											③	(18年4月比) ③/②
訪問介護(日)	34,483	106,058	139,007	108,246	116,486	128,241	132,296	135,183	139,149	145,805	154,700	145,414	147,074	152,810	443.1%
介護予防訪問介護(日)			792	20,982	24,097	28,733	381	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
訪問看護(日)	6,383	10,039	10,985	12,506	12,487	17,496	21,759	24,161	26,656	30,814	33,682	31,992	50,269	37,444	586.6%
介護予防訪問看護(日)			8	597	1,034	1,765	2,802	3,439	3,981	4,411	5,002	4,817	8,601	6,680	83500.0%
通所介護(日)	48,527	97,584	133,800	152,817	175,285	239,766	274,729	269,917	213,391	217,831	220,624	211,269	213,563	216,634	446.4%
介護予防通所介護(日)			778	26,433	30,730	42,518	613	8	43	0	0	0	0	0	0.0%
通所リハ(日)	19,677	33,288	38,648	39,739	39,977	42,779	46,340	47,342	55,908	46,586	46,616	44,033	44,131	44,235	224.8%
介護予防通所リハ(日)			320	7,598	8,584	9,989	11,144	13,180	10,342	13,479	13,501	13,591	14,995	15,779	4930.9%
短期入所(日)	9,051	28,724	34,373	49,115	60,256	68,089	77,003	76,477	76,908	74,177	71,168	72,337	74,290	67,242	742.9%
介護予防短期入所(日)			6	823	884	1,073	1,518	1,598	1,491	1,229	907	1,129	1,150	962	16033.3%
グループホーム(件)	29	359	974	1,262	1,835	2,049	2,243	2,303	2,336	2,344	2,439	2,415	2,300	2,370	8172.4%
介護予防グループホーム(件)			1	6	19	9	10	26	29	28	25	17	22	23	2300.0%



3. 介護サービス基盤の整備状況

(1) 在宅・居住系サービス事業所数

○ 在宅サービス事業所数は、制度施行時に比べ着実に増加している。

サービス区分	H12.4.1 ①	H15.4.1	H18.4.1 ②	H21.4.1	H24.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1 ③	H12.4.1比 ③/① (H18.4.1比) ③/②
(1) 居宅サービス	722	938	2,596	2,788	3,185	3,648	3,466	3,480	2,415	2,432	2,439	2,511	2,577	2,620	2,689	2,819	2,842	393.6%
①訪問介護	200	242	655	631	691	726	748	746	370	367	369	369	380	381	382	392	394	197.0%
訪問介護	200	242	344	322	349	367	377	376	370	367	369	369	380	381	382	392	394	197.0%
介護予防訪問介護			311	309	342	359	371	370										—
②訪問入浴介護	25	34	67	61	62	54	54	51	45	45	42	41	41	37	43	39	35	140.0%
訪問入浴介護	25	34	37	31	32	28	28	26	24	24	22	22	22	20	23	21	19	76.0%
介護予防訪問入浴介護			30	30	30	26	26	25	21	21	20	19	19	17	20	18	16	53.3%
③訪問看護	63	58	119	108	116	162	166	168	188	211	239	268	300	351	403	440	470	746.0%
訪問看護	63	58	63	55	58	81	83	84	94	106	120	134	150	176	203	222	238	377.8%
介護予防訪問看護			56	53	58	81	83	84	94	105	119	134	150	175	200	218	232	414.3%
④訪問リハビリテーション	0	0	9	12	16	14	14	18	18	20	18	18	28	28	30	139	139	1544.4%
訪問リハビリテーション	0	0	5	6	8	7	7	9	9	10	9	9	14	14	15	70	70	1400.0%
介護予防訪問リハビリテーション			4	6	8	7	7	9	9	10	9	9	14	14	15	69	69	1725.0%
⑤居宅療養管理指導	0	1	2	2	30	36	34	20	18	4	2	2	2	2	2	4	4	200.0%
居宅療養管理指導	0	1	1	1	15	18	17	10	9	2	1	1	1	1	1	2	2	200.0%
介護予防居宅療養管理指導			1	1	15	18	17	10	9	2	1	1	1	1	1	2	2	200.0%
⑥通所介護	161	245	767	918	1,124	1,385	1,123	1,145	440	447	453	455	459	458	448	444	437	271.4%
通所介護	161	245	392	463	565	699	410	425	440	447	453	455	459	458	448	444	437	271.4%
介護予防通所介護			375	455	559	686	713	720										—
⑦通所リハビリテーション	67	73	171	177	170	133	129	129	120	124	126	126	124	122	126	126	128	191.0%
通所リハビリテーション	67	73	87	90	86	63	62	62	60	62	63	63	62	61	63	63	64	95.5%
介護予防通所リハビリテーション			84	87	84	70	67	67	60	62	63	63	62	61	63	63	64	76.2%
⑧短期入所生活介護	75	84	217	289	353	434	464	465	488	485	476	481	481	480	482	471	469	625.3%
短期入所生活介護	75	84	111	147	178	218	233	233	245	243	239	242	242	241	242	236	235	313.3%
介護予防短期入所生活介護			106	142	175	216	231	232	243	242	237	239	239	239	240	235	234	220.8%
⑨短期入所療養介護	67	75	150	138	138	142	142	142	136	140	140	142	140	138	144	142	146	217.9%
短期入所療養介護	67	75	75	69	69	71	71	71	68	70	70	71	70	69	72	71	73	109.0%
介護予防短期入所療養介護			75	69	69	71	71	71	68	70	70	71	70	69	72	71	73	97.3%
⑩特定施設入居者生活介護	2	3	21	44	74	108	124	126	130	135	134	137	141	141	147	147	151	7550.0%
特定施設入居者生活介護	2	3	11	22	37	54	62	63	66	68	68	69	71	71	74	74	76	3800.0%
介護予防特定施設入居者生活介護			10	22	37	54	62	63	64	67	66	68	70	70	73	73	75	750.0%
⑪福祉用具貸与	62	123	256	206	209	230	236	236	234	231	224	238	243	244	244	241	239	385.5%
福祉用具貸与	62	123	142	106	107	115	118	118	117	115	112	119	122	123	123	121	120	193.5%
介護予防福祉用具貸与			114	100	102	115	118	118	117	116	112	119	121	121	121	120	119	104.4%
⑫特定福祉用具販売			162	202	202	224	232	234	228	223	216	234	238	238	238	234	230	142.0%
特定福祉用具販売			81	102	102	112	116	117	114	111	108	117	119	119	119	117	115	142.0%
特定介護予防福祉用具販売			81	100	100	112	116	117	114	112	108	117	119	119	119	117	115	142.0%
(2) 地域密着型サービス	5	35	204	374	538	683	1,021	1,018	1,040	1,047	1,061	1,059	1,067	1,073	1,055	1,048	1,025	20500.0%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護					0	1	3	4	5	7	9	10	11	12	14	15	12	—
②夜間対応型訪問介護			0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	—
③認知症対応型通所介護			62	89	91	104	99	95	98	87	93	95	96	90	84	83	79	127.4%
認知症対応型通所介護			31	46	48	54	50	48	49	44	47	48	48	45	42	42	40	129.0%
介護予防認知症対応型通所介護			31	43	43	50	49	47	49	43	46	47	48	45	42	41	39	125.8%
④小規模多機能型居宅介護			6	83	147	181	187	193	197	201	207	205	205	207	204	200	192	3200.0%
小規模多機能型居宅介護			3	43	75	91	94	97	99	101	104	103	103	104	103	101	97	3233.3%
介護予防小規模多機能型居宅介護			3	40	72	90	93	96	98	100	103	102	102	103	101	99	95	3166.7%
⑤認知症対応型共同生活介護	5	35	135	193	279	331	335	347	349	355	363	361	363	365	369	365	363	268.9%
認知症対応型共同生活介護(注1)	5	35	68	98	142	167	169	175	176	179	183	182	183	184	186	184	183	269.1%
介護予防認知症対応型共同生活介護			67	95	137	164	166	172	173	176	180	179	180	181	183	181	180	268.7%
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			1	7	21	64	72	77	85	87	87	86	86	86	87	89	88	8800.0%
⑧複合型サービス					0	3	3	3	3	5	6	7	8	10	10	11	11	—
⑨地域密着型通所介護						325	303	303	303	305	296	295	297	302	286	284	279	—
(3) 居宅介護支援	291	335	454	486	533	576	581	580	593	590	581	575	552	534	510	503	499	171.5%
(4) 介護予防支援			71	83	88	91	92	94	98	101	104	105	104	105	108	129	131	184.5%
介護サービス(注2)	1,018	1,308	1,906	2,096	2,425	2,789	2,881	2,881	2,929	2,943	2,947	2,977	3,001	3,012	3,004	3,063	3,053	299.9%
介護予防サービス			1,419	1,635	1,919	2,210	2,282	2,295	1,217	1,227	1,238	1,273	1,299	1,320	1,358	1,436	1,444	101.8%
計	1,018	1,308	3,325	3,731	4,344	4,999	5,163	5,176	4,146	4,170	4,185	4,250	4,300	4,332	4,362	4,499	4,497	441.7%
地域密着型介護サービス(再掲)(注2)	5	35	103	196	286	380	716	707	720	728	732	731	737	744	729	727	711	14220.0%
地域密着型介護予防サービス(再掲)			101	178	252	304	308	315	320	319	329	328	330	329	326	321	314	310.9%

(注1) H12.4.1～H17.4.1については旧制度に基づくサービス事業所の件数である。

(注2) H12.4.1～H28.4.1については旧制度に基づくサービス事業所の件数を含む。

(参考) 法人種類別在宅サービス事業所数

令和8年4月1日現在

サービス区分	法人種別	社会福祉法人	医療法人	営利法人	非営利法人(NPO)	その他	合計
(1) 居宅サービス		646	499	1,526	40	131	2,842
① 訪問介護		54	20	286	15	19	394
訪問介護		54	20	286	15	19	394
② 訪問入浴介護		7	0	26	2	0	35
訪問入浴介護		4	0	14	1	0	19
介護予防訪問入浴介護		3	0	12	1	0	16
③ 訪問看護		12	62	346	0	50	470
訪問看護		6	31	176	0	25	238
介護予防訪問看護		6	31	170	0	25	232
④ 訪問リハビリテーション		12	115	0	0	12	139
訪問リハビリテーション		6	58	0	0	6	70
介護予防訪問リハビリテーション		6	57	0	0	6	69
⑤ 居宅療養管理指導		0	2	2	0	0	4
居宅療養管理指導		0	1	1	0	0	2
介護予防居宅療養管理指導		0	1	1	0	0	2
⑥ 通所介護		137	20	263	9	8	437
通所介護		137	20	263	9	8	437
⑦ 通所リハビリテーション		12	104	0	0	12	128
通所リハビリテーション		6	52	0	0	6	64
介護予防通所リハビリテーション		6	52	0	0	6	64
⑧ 短期入所生活介護		351	20	90	6	2	469
短期入所生活介護		176	10	45	3	1	235
介護予防短期入所生活介護		175	10	45	3	1	234
⑨ 短期入所療養介護		10	126	0	0	10	146
短期入所療養介護		5	63	0	0	5	73
介護予防短期入所療養介護		5	63	0	0	5	73
⑩ 特定施設入居者生活介護		51	22	72	4	2	151
特定施設入居者生活介護		26	11	36	2	1	76
介護予防特定施設入居者生活介護		25	11	36	2	1	75
⑪ 福祉用具貸与		0	4	225	2	8	239
福祉用具貸与		0	2	113	1	4	120
介護予防福祉用具貸与		0	2	112	1	4	119
⑫ 特定福祉用具販売		0	4	216	2	8	230
特定福祉用具販売		0	2	108	1	4	115
特定介護予防福祉用具販売		0	2	108	1	4	115
(2) 地域密着型サービス		363	94	465	76	27	1,025
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		4	2	5	0	1	12
② 夜間対応型訪問介護		1	0	0	0	0	1
③ 認知症対応型通所介護		31	2	34	12	0	79
認知症対応型通所介護		16	1	17	6	0	40
介護予防認知症対応型通所介護		15	1	17	6	0	39
④ 小規模多機能型居宅介護		84	18	78	8	4	192
小規模多機能型居宅介護		43	9	39	4	2	97
介護予防小規模多機能型居宅介護		41	9	39	4	2	95
⑤ 認知症対応型共同生活介護		115	64	148	28	8	363
認知症対応型共同生活介護		59	32	74	14	4	183
介護予防認知症対応型共同生活介護		56	32	74	14	4	180
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		88	0	0	0	0	88
⑧ 複合型サービス		1	4	5	0	1	11
⑨ 地域密着型通所介護		39	4	195	28	13	279
(3) 居宅介護支援		143	66	242	18	30	499
(4) 介護予防支援		74	18	13	4	22	131
介護サービス		814	388	1,619	102	130	3,053
介護予防サービス		412	289	627	36	80	1,444
計		1,226	677	2,246	138	210	4,497
地域密着型介護サービス(再掲)		251	52	335	52	21	711
地域密着型介護予防サービス(再掲)		112	42	130	24	6	314

(注) 医療系のみなし指定事業所及び休止中の事業所を除く。

(2) 介護保険施設の定員及び施設数

区 分	H12.4.1	H15.4.1	H18.4.1	H21.4.1	H24.4.1	H27.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1	R8.4.1	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	定員	4,237	4,678	5,378	6,038	6,608	7,021	7,419	8,035	8,203	8,394	8,458	8,469	8,749	8,767	8,828
	施設数	74	82	94	106	117	128	136	141	143	144	145	145	149	149	150
介護老人保健施設	定員	4,169	4,522	4,942	5,283	5,418	5,567	5,674	5,788	5,822	5,802	5,702	5,588	5,577	5,548	5,551
	施設数	47	51	56	60	61	65	64	65	65	65	64	63	63	62	62
介護療養型医療施設	定員	795	1,152	999	663	594	516	466	420	404	345	188	188	0	0	0
	施設数	20	24	21	11	9	8	7	7	6	5	3	3	0	0	0
介護医療院	定員	/	/	/	/	/	/	0	37	56	156	270	321	655	655	637
	施設数	/	/	/	/	/	/	0	1	2	3	6	7	12	12	11
(参考) グループホーム	定員	36	450	1,005	1,275	1,869	2,175	2,346	2,418	2,454	2,448	2,493	2,502	2,547	2,616	2,520
	事業所数	5	35	68	98	142	167	176	180	183	182	183	184	186	193	183
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員	/	/	10	128	536	1,610	2,210	2,277	2,277	2,241	2,280	2,280	2,309	2,367	2,338
	施設数	/	/	1	7	21	64	85	87	87	85	86	86	87	89	88

(参考) 法人種別介護保険施設数

法人種別 サービス種別	社会福 祉法人	医療 法人	営利 法人	非営 利法人 (NPO)	その他	合計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	149	0	0	0	1	150
介護老人保健施設	6	51	0	0	5	62
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	10	0	0	1	11
計	155	61	0	0	7	223

(注) 令和8年4月1日現在

4 介護給付費の状況

○平成12年度の介護保険制度開始以降、施設サービスの割合が居宅サービスの割合を上回っていたが、平成18年度には逆転している。
(千円)

区分	平成12年度	15年度	18年度	21年度	24年度	27年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	給付費	構成割合	対前年度比 対12年度比
居宅サービス	13,842,053	30,049,376	37,032,914	44,524,481	54,389,282	62,111,810	60,259,886	62,226,180	64,169,262	65,641,845	65,347,397	67,056,299	45.8%	102.2% 484.4%
居宅サービス	13,842,053	30,049,376	36,907,588	44,276,610	54,018,382	61,673,971	59,775,041	61,713,359	63,652,177	65,220,862	65,007,286	66,710,802	45.6%	102.6% 481.9%
特定入所者 介護サービス費 (補足給付)	-	-	125,326	247,871	370,900	437,839	484,845	512,821	517,085	420,983	340,111	345,497	0.2%	101.6% -
地域密着型サービス	-	-	3,445,259	6,510,402	11,368,091	16,230,778	24,180,903	24,863,011	25,869,402	26,060,054	26,196,775	26,616,183	18.2%	102.1% -
地域密着型 サービス	-	-	3,443,742	6,440,646	10,994,499	15,386,889	23,365,718	24,017,383	24,998,467	25,289,190	25,506,606	25,945,373	17.7%	101.7% -
特定入所者 介護サービス費 (補足給付)	-	-	1,517	69,756	373,592	843,888	815,185	845,628	870,935	770,864	690,169	670,810	0.5%	97.2% -
施設サービス	28,734,362	35,648,610	35,200,774	39,670,375	42,572,026	43,819,210	44,987,971	46,708,590	48,193,231	48,515,592	48,166,731	48,995,691	33.5%	101.0% 170.5%
施設サービス	28,734,362	35,648,610	32,716,621	36,685,543	39,136,613	39,939,508	41,337,106	42,939,181	44,305,077	45,070,151	45,096,986	45,990,791	31.4%	102.0% 160.1%
特定入所者 介護サービス費 (補足給付)	-	-	2,484,153	2,984,832	3,435,413	3,879,702	3,650,865	3,769,409	3,888,154	3,445,441	3,069,745	3,004,900	2.1%	97.9% -
高額介護 サービス	122,278	305,809	934,055	1,365,985	1,794,244	2,217,422	2,648,912	2,916,505	3,159,344	3,180,961	3,168,403	3,244,884	2.2%	102.4% 2653.7%
高額医療合算 介護サービス	-	-	-	3,101	195,793	270,579	245,881	368,031	397,006	402,511	401,612	405,493	0.3%	101.0% -
審査支払手数料	77,062	121,240	107,887	120,533	120,116	137,152	123,901	128,181	131,506	135,724	138,582	130,963	0.1%	94.5% -
計	42,775,755	66,125,035	76,720,889	92,194,877	110,439,552	124,786,951	132,447,454	137,210,498	141,919,751	143,936,687	143,419,500	146,449,512	100.0%	102.1% 342.4%

※ 厚生労働省「介護保険事業状況報告」より。

※ 平成23年度以降の各補足給付には、介護保険災害臨時特例補助金を含む。

サービス種類別介護給付内訳〔令和5年度〕

	保険給付額(千円)	構成割合
居宅サービス	67,056,299	45.8%
訪問サービス	13,314,006	9.1%
訪問介護	7,938,655	5.4%
訪問入浴介護	374,792	0.3%
訪問看護	3,496,988	2.4%
訪問リハビリテーション	406,149	0.3%
居宅療養管理指導	1,097,422	0.7%
通所サービス	26,017,614	17.8%
通所介護	20,314,082	13.9%
通所リハビリテーション	5,703,532	3.9%
短期入所サービス	7,873,591	5.4%
短期入所生活介護	7,577,727	5.2%
短期入所療養介護(老健)	290,722	0.2%
短期入所療養介護(療養型)	5,142	0.0%
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0.0%
福祉用具・住宅改修サービス	6,354,308	4.3%
福祉用具貸与	5,624,176	3.8%
福祉用具購入	207,637	0.1%
住宅改修	522,495	0.4%
特定施設入所者生活介護	5,552,360	3.8%
介護予防支援・居宅介護支援	7,598,923	5.2%
特定入所者介護サービス費(補足給付)	345,497	0.2%
地域密着型サービス	26,616,183	18.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	452,815	0.3%
夜間対応型訪問介護	1,324	0.0%
地域密着型通所介護	5,037,158	3.4%
認知症対応型通所介護	757,069	0.5%
小規模多機能型居宅介護	4,170,485	2.8%
認知症対応型共同生活介護	7,358,204	5.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	7,626,045	5.2%
看護小規模多機能型居宅介護	542,273	0.4%
特定入所者介護サービス費(補足給付)	670,810	0.5%
施設サービス	48,995,691	33.5%
介護老人福祉施設	26,181,959	17.9%
介護老人保健施設	17,496,711	11.9%
介護療養型医療施設	420,118	0.3%
介護医療院	1,892,002	1.3%
特定入所者介護サービス費(補足給付)	3,004,900	2.1%
高額介護サービス費	3,244,884	2.2%
高額医療合算介護サービス等費	405,493	0.3%
審査支払手数料	130,963	0.1%
合計	146,449,512	100.0%

※ 各補足給付には介護保険災害臨時特例補助金を含む。

2 市町村別介護保険料 平均月額の推移

(単位:円)

市町村名	第1期 (2000~2002)	第2期 (2003~2005)	第3期 (2006~2008)	第4期 (2009~2011)	第5期 (2012~2014)	第6期 (2015~2017)	第7期 (2018~2020)	第8期 (2021~2023)	第9期 (2024~2026)	備考
1 宇都宮市	2,942	2,900	3,725	3,725	4,064	4,531	5,281	5,641	5,735	平成19年3月編入合併
上河内町	2,500	2,783	3,680							
河内町	2,717	2,917	3,800							
2 足利市	2,667	2,875	3,783	3,750	4,608	5,058	5,458	5,550	5,850	
3 栃木市					4,400	5,100	5,600	5,998	5,927	平成22年3月新設合併 (大平町、藤岡町、都賀町) 平成23年10月編入合併 (西方町) 平成26年4月編入合併 (岩舟町)
栃木市	2,483	2,692	3,452	4,125						
大平町	2,117	2,492	3,420	4,050						
藤岡町	2,380	2,380	3,100	3,050						
都賀町	2,017	2,358	2,812	3,575						
西方町	2,301	3,380	3,650	3,061						
岩舟町	2,292	2,600	3,700	3,760						
4 佐野市			3,842	4,200	5,000	5,763	5,763	5,850	6,235	平成17年2月新設合併
佐野市	2,650	2,883								
田沼町	2,500	2,700								
葛生町	2,400	2,600								
5 鹿沼市	2,500	2,950	3,450	3,450	4,200	4,900	5,500	5,700	5,700	平成18年1月編入合併
栗野町	2,130	2,413								
6 日光市			2,900	3,100	4,100	4,400	4,800	4,800	5,600	平成18年3月新設合併
今市市	2,425	2,742								
足尾町	2,608	2,457								
藤原町	2,050	3,000								
栗山村	1,900	2,299								
日光市	2,292	2,400								
7 小山市	2,753	2,884	3,737	4,008	4,600	5,518	6,083	5,741	5,463	
8 真岡市	2,400	2,925	3,792	4,092	4,558	4,968	5,607	5,910	6,167	平成21年3月編入合併
二宮町	2,317	3,033	3,267							
9 大田原市	2,600	3,100	3,700	4,000	4,990	5,800	6,300	6,000	6,500	平成17年10月編入合併
湯津上村	2,350	2,400								
黒羽町	2,350	2,400								
10 矢板市	2,558	2,842	3,576	3,600	4,500	5,200	6,000	6,000	5,500	
11 那須塩原市			3,700	3,950	4,500	5,100	5,400	5,400	5,400	平成17年1月新設合併
黒磯市	2,500	2,800								
西那須野町	2,608	3,425								
塩原町	2,692	2,750								
12 さくら市			3,403	3,100	4,075	4,625	5,275	5,500	5,500	平成17年3月新設合併
氏家町	2,550	2,901								
喜連川町	2,528	2,760								
13 那須烏山市			3,408	3,458	4,917	5,059	5,334	5,529	5,529	平成17年10月新設合併
南那須町	2,272	2,975								
烏山町	2,328	2,858								
14 下野市			3,600	3,742	4,500	5,200	5,552	5,600	5,800	平成18年1月新設合併
南河内町	2,400	2,700								
石橋町	2,400	2,658								
国分寺町	2,500	2,600								
15 上三川町	2,817	2,817	3,583	3,933	4,533	5,395	6,249	6,080	5,550	
16 益子町	2,350	2,500	2,650	3,275	4,467	4,561	4,561	4,872	4,900	
17 茂木町	2,292	2,458	2,875	2,992	4,233	4,550	4,641	4,841	5,400	
18 市貝町	2,367	2,633	2,537	3,317	4,275	5,075	5,075	5,500	5,800	
19 芳賀町	2,200	3,000	3,700	3,892	4,558	4,733	5,300	5,800	5,900	
20 壬生町	2,500	2,650	3,100	3,300	4,600	4,800	4,800	5,500	6,000	
21 野木町	2,575	2,575	3,350	3,900	4,590	5,300	5,300	5,700	5,700	
22 塩谷町	2,208	3,456	3,767	3,750	4,600	5,531	5,960	6,000	6,000	
23 高根沢町	2,642	2,783	3,720	3,583	4,533	5,199	6,000	6,000	6,000	
24 那須町	2,367	2,325	3,200	3,847	4,050	5,021	5,806	5,806	5,709	
25 那珂川町			2,700	2,933	4,050	5,100	5,675	5,700	5,700	平成17年10月新設合併
馬頭町	2,034	2,100								
小川町	2,136	2,342								
平均(加重平均)	2,579	2,807	3,549	3,730	4,409	4,988	5,496	5,656	5,773	

※介護保険料平均月額は、基準額(1、2期は第3段階、3~5期は第4段階、6~8期は第5段階)の12分の1(小数点以下四捨五入)の額です。

(2) 保険料徴収

(単位:千円)

	区 分	調定額	収納額	収納率	
				栃木県	全国平均
平成12年度	特別徴収	2,286,683	2,286,683	100.0%	100.0%
	普通徴収	441,122	404,687	91.7%	93.2%
	合 計	2,727,805	2,691,370	98.7%	98.7%
平成15年度	特別徴収	10,541,305	10,541,305	100.0%	100.0%
	普通徴収	2,060,245	1,850,272	89.8%	91.0%
	合 計	12,601,550	12,391,577	98.3%	98.3%
平成18年度	特別徴収	14,419,290	14,419,425	100.0%	100.0%
	普通徴収	2,571,615	2,248,521	87.4%	89.2%
	合 計	16,990,905	16,667,946	98.1%	98.2%
平成21年度	特別徴収	17,031,916	17,031,916	100.0%	100.0%
	普通徴収	1,940,669	1,615,691	83.3%	85.4%
	合 計	18,972,585	18,647,607	98.3%	98.3%
平成24年度	特別徴収	21,105,432	21,105,426	100.0%	100.0%
	普通徴収	2,635,611	2,234,162	84.8%	87.0%
	合 計	23,741,043	23,339,588	98.3%	98.5%
平成27年度	特別徴収	27,235,724	27,235,724	100.0%	100.0%
	普通徴収	3,080,067	2,649,396	86.0%	87.2%
	合 計	30,315,791	29,885,120	98.6%	98.6%
平成30年度	特別徴収	33,014,747	33,014,747	100.0%	100.0%
	普通徴収	3,163,759	2,805,136	88.7%	89.5%
	合 計	36,178,506	35,819,883	99.0%	99.0%
令和元年度	特別徴収	33,109,319	33,109,319	100.0%	100.0%
	普通徴収	3,058,258	2,721,149	89.0%	89.9%
	合 計	36,167,577	35,830,468	99.1%	99.1%
令和2年度	特別徴収	32,835,407	32,835,407	100.0%	100.0%
	普通徴収	3,192,132	2,905,984	91.0%	91.6%
	合 計	36,027,539	35,741,391	99.2%	99.2%
令和3年度	特別徴収	34,101,120	34,101,120	100.0%	100.0%
	普通徴収	3,301,701	3,031,789	91.8%	92.6%
	合 計	37,402,821	37,132,909	99.3%	99.3%
令和4年度	特別徴収	34,425,174	34,425,174	100.0%	100.0%
	普通徴収	3,220,656	2,965,961	92.1%	92.9%
	合 計	37,645,830	37,391,135	99.3%	99.3%
令和5年度	特別徴収	34,510,824	34,510,824	100.0%	100.0%
	普通徴収	3,377,948	3,147,162	93.2%	93.8%
	合 計	37,888,772	37,657,986	99.4%	99.4%

〔特別徴収〕 老齢・退職年金(平成18年10月からは遺族年金・障害年金も対象)が年額18万円(月額1万5千円)以上の方は、受け取る年金から保険料が天引きされます。

〔普通徴収〕 老齢・退職年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の方や、遺族年金・障害年金を受給している方(平成18年10月からは特別徴収)は、市町村が発行する納付書等により保険料を納めます。

6. 苦情処理・審査請求

(1) 苦情処理

○ 利用者等からの苦情は、サービス事業者及びケアマネジャーが第一義的に解決に努めるが、県、市町村、国保連合会も処理機関として苦情処理を行っている

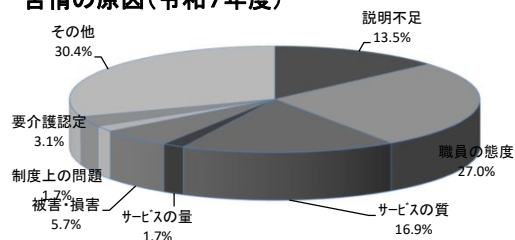
受付件数 (単位:件) (単位:件)

受付期間	H15年度	H18年度	H21年度	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
県	31	19	21	35	29	23	30	29	20	21	45	41	47
市町村	47	26	48	36	187	153	156	187	302	213	167	167	115
国保連	20	32	44	61	60	90	69	84	96	90	106	90	71
合計	98	77	113	132	276	266	255	300	418	324	318	298	233

苦情の原因(複数回答あり) (単位:件) (単位:件)

内容	H15年度	H18年度	H21年度	H24年度	H27年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
説明不足	23	4	14	13	25	36	45	48	53	37	48	26	31
職員の態度	18	27	56	42	26	72	67	47	50	87	88	89	62
サービスの質	17	13	12	22	35	38	48	53	52	36	51	40	39
サービスの量	3	0	1	3	17	0	1	6	5	3	1	3	4
被害・損害	4	5	3	5	8	13	9	11	12	23	16	11	13
制度上の問題			3	3	15	10	5	12	24	18	7	14	4
要介護認定					45	26	17	23	42	8	8	11	10
その他	33	28	24	44	105	71	63	100	180	112	99	104	70
合計	98	77	113	132	276	266	255	300	418	324	318	298	233

苦情の原因(令和7年度)



(2) 審査請求

○ 市町村が行った行政処分(要介護認定、保険料賦課など)に不服がある場合、県に設置した介護保険審査会に審査請求をすることができる。

R7年4月1日現在

年度	審査請求件数			裁判件数									取り下げ件数		
	計	認定	認定以外	却下	認定	認定以外	認容	認定	認定以外	棄却	認定	認定以外	認定	認定以外	
平成11年度	6	6		2			1	1		1	1		1	1	
平成12年度	8	7	1	9			8	8		1	1		1	1	
平成13年度	4	3	1	1			1	1					4	3	
平成14年度	3	3		2						2	2				
平成15年度	5	3	2	2			1	1		1	1		3	1	
平成16年度	2	2		2						2	2		1	1	
平成17年度	1	1											1	1	
平成18年度	7	6	1	4			1	1		3	2	1			
平成19年度	4	3	1	3			1	1		2	2		4	3	
平成20年度	5	4	1	1						1		1	2	2	
平成21年度	2		2	2						2	1	1	2	1	
平成22年度	4	3	1	1						1		1	1	1	
平成23年度	3	3		2			1	1		1	1		1	1	
平成24年度	4	2	2	6	2	2	1	1		3	1	2			
平成25年度	1	1													
平成26年度	2	1	1	1						1	1		2	1	
平成27年度	2		2										1	1	
平成28年度				1						1		1			
平成29年度	1	1													
平成30年度	1	1		1			1	1							
令和元年度	3	2	1	1						1	1		3	2	
令和2年度	1	1		1						1	1				
令和3年度	2	1	1	2	1	1				1	1				
令和4年度	1	1											1	1	
令和5年度	2	1	1	1						1		1	1	1	
令和6年度	3	2	1										2	1	
令和7年度	2	2		1						1	1		1	1	
累計	79	60	19	46	3	2	1	16	16	27	19	8	32	22	

7. 県内の介護保険事業所・施設の指定取消等の状況

令和8年4月1日現在

(1) 指定取消処分

No.	サービスの種類 (※は予防も対象)	開設者の種別	指定取消日	違反内容
1	訪問介護	有限会社	H12. 10. 31	・介護報酬の不正請求（無資格者によるサービス提供） ・虚偽の報告
2	通所介護 訪問介護	株式会社	H14. 8. 9	・介護報酬の架空請求 ・虚偽の報告、答弁 【取消処分は2事業所】
3	居宅介護支援	社会福祉法人	H15. 1. 15	・介護報酬の不正請求（介護支援専門員の名義を借り無資格者が居宅サービス計画を作成） ・虚偽の報告、答弁、指定申請
4	居宅介護支援	有限会社	H15. 9. 12	・特定事業者を利用させた見返りの金銭受領 ・介護報酬の不正請求（居宅サービス計画書未作成）
5	訪問介護	NPO法人	H15. 9. 12	・特定事業者を居宅サービス計画に組み込んだ見返りの居宅介護支援事業者への金銭供与 ・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告、指定申請
6	居宅介護支援	株式会社	H15. 11. 25	・介護報酬の不正請求（居宅サービス計画書未作成） ・虚偽の指定申請
7	訪問介護	有限会社	H16. 1. 23	・介護報酬の架空請求・水増し請求 ・虚偽の報告、答弁
8	短期入所療養介護 通所リハビリテーション	社会福祉法人	H17. 2. 7	・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告
9	居宅介護支援	有限会社	H17. 11. 11	・介護報酬の不正請求（居宅サービス計画書未作成）
10	居宅介護支援	有限会社	H20. 1. 10	・介護報酬の不正請求（居宅サービス計画書未作成）
11	通所介護※	有限会社	H20. 5. 8	・人員基準違反（従業員不在） ・運営基準違反（サービス提供の実態がない）
12	居宅介護支援	医療法人	H20. 8. 31	・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告
13	訪問介護※ 訪問看護※	有限会社	H20. 9. 30	・介護報酬の不正請求 ・運営基準違反（利用者の1割負担を受領していない） ・訪問看護は、訪問介護取消による連座制での取消
14	居宅介護支援	有限会社	H26. 2. 1	・運営基準違反 ・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告、答弁
15	通所介護※ 短期入所生活介護※	株式会社	H28. 1. 31	・虚偽の報告、答弁、指定申請

(2) 指定取消以外の処分

No.	サービスの種類 (開設者の種別)	処分日 (履行期限等)	処 分 内 容	違 反 内 容
1	介護老人保健施設 (社会福祉法人)	H17. 1. 24 (H17. 3. 25)	管理者の変更命令	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求 ・虚偽の報告 ・無資格者による医療行為 ・他科受診に係る医療費を入所者へ転嫁
			業務運営の改善命令	
2	居宅介護支援 (協同組合)	H23. 5. 25 (H23. 6. 1~8. 31)	指定の効力の一部停止 (新規受入停止3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求
3	介護老人保健施設 (医療法人)	H24. 2. 24 (H24. 3. 8~5. 7) (H24. 3. 7)	指定の効力の全部停止 (2か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスに関する著しく不当な行為 ・入所者移送に必要な入所者への便宜の提供を行っていない
			入所者移送の措置命令	
4	居宅介護支援 (協同組合)	H24. 5. 25 (H24. 6. 1~9. 30)	指定の効力の一部停止 (新規受入停止4か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求
5	通所介護※ (有限会社)	H25. 3. 28 (H25. 5. 1~7. 31)	指定の効力の一部停止 (介護報酬3割減額3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の架空請求及び不正請求
6	通所介護※ (協同組合)	H25. 10. 4 (H25. 11. 1~26. 1. 31)	指定の効力の一部停止 (介護報酬3割減額3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求
7	訪問介護 (社会福祉法人)	H26. 8. 29 (H26. 9. 1~11. 30)	指定の効力の一部停止 (新規受入停止3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求
8	通所介護※ (株式会社)	H26. 8. 29 (H26. 9. 1~H27. 2. 28)	指定の効力の一部停止 (新規受入停止6か月、 介護報酬3割減額6か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の人格尊重義務違反
9	介護老人保健施設 短期入所療養介護※ 通所リハビリテーション※ (社会福祉法人)	H30. 1. 18 (H30. 2. 1~7. 31)	指定の効力の一部停止 (介護報酬5割減額6か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求
10	通所介護※ 地域密着型通所介護※ (株式会社)	H30. 7. 20 (H30. 8. 1~10. 31)	指定の効力の一部停止 (介護報酬3割減額3か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求
11	通所介護※ (株式会社)	R7. 1. 22 (R7. 2. 1~7. 31)	指定の効力の一部停止 (新規受入停止6か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の不正請求